

令和6年第2回大洗町議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年6月10日（月曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第32号 大洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 議案第33号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 議案第34号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 議案第35号 大洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 議案第36号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第11号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 議案第37号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第38号 大洗町磯浜古墳群史跡整備検討委員会条例
- 議案第39号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第42号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第 5 議案第43号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第44号 令和6年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 令和6年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第46号 「トヨペット スマイルホール 大洗」中央公民館・漁村センター改修工事（第1期）請負契約の締結について
- 日程第 7 報告第 2号 令和5年度大洗町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 3号 令和5年度大洗町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

報告第 4号 令和5年度大洗町営公園墓地事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書
について

報告第 5号 令和5年度大洗町水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 6号 令和5年度大洗町下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 7号 令和5年度大洗町土地開発公社の決算報告について

日程第 8 寄附の受入れについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	飯田英樹	議員	2番	石山淳	議員
3番	関根健輔	議員	4番	小野瀬とき子	議員
5番	櫻井重明	議員	6番	伊藤豊	議員
7番	柴田佑美子	議員	8番	小沼正男	議員
9番	今村和章	議員	10番	勝村勝一	議員
11番	坂本純治	議員	12番	菊地昇悦	議員

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	海老澤督	総務課長	清宮和之
税務課長	高柳成人	住民課長	小沼正人
福祉課長	小林美弥	こども課長	佐藤邦夫
健康増進課長	本城正幸	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	田中秀幸	上下水道課長	大塚学
農林水産課長	中崎亮二	商工観光課長	長谷川満
教育次長兼 学校教育課長	深作和利	生涯学習課長	磯崎宗久
消防次長兼 消防総務課長	二階堂均	会計管理者兼 会計課長	米川英一

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	坂田智明
------	------	------	------

○飯田議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定してくださるようお願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほどを宜しくお願いいたします。

なお、本日の会議出席者につきましては、タブレットの使用を許可することと併せ、インターネット上でのライブ配信を行いますので、ご了承のほど宜しくお願いいたします。

それでは、4月の人事異動で課長に昇格され、今回初めて議会に出席する職員の自己紹介をお願いいたします。

大塚学上下水道課長。

○大塚上下水道課長 上下水道課長の大塚でございます。

3月12日に発生しました漏水事故については、皆様に多大なるご不便とご迷惑をおかけいたしました。心よりおわび申し上げます。今後は、このような事故が起こらないようにですね、様々な課題に取り組んでまいりますので、ご指導のほど宜しくお願いします。

○飯田議長 ありがとうございます。宜しくお願いいたします。

報道関係者から、カメラでの撮影の申し出が出ておりますので、これを許可しております。

開議 午前 9時30分

◎開会および開議の宣告

○飯田議長 ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和6年第2回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○飯田議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、6番 伊藤 豊議員、7番 柴田佑美子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○飯田議長 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日6月10日から13日までの4日間といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は4日間と決定いたしました。

◎議案第32号ないし議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第3、議案第32号 大洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、議案第33号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、議案第34号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、議案第35号 大洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井 豊町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第32号から議案第35号の専決処分4件につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

1ページをまずご覧ください。

議案第32号 大洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正について、令和6年4月1日付で専決処分したものです。

主な改正の内容といたしましては、個人町民税所得割の納税義務者を対象とした定額減税の実施並びに令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除の特例を設けるものであります。

また、固定資産税においては、下落修正措置および負担調整措置の継続に伴い、それぞれ適用年度を令和8年度まで延長するとともに、地方税法等の改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

次に、42ページをご覧ください。

議案第33号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについても、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正について、令和6年4月1日付で専決処分したものです。

主な改正の内容といたしましては、議案第32号と同様に、固定資産税に係る改正を行うほか、地方税法等の改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

次に、50ページをご覧ください。

議案第34号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについても、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正について、令和6年4月1日付で専決処分したものであります。

主な改正の内容といたしましては、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を2万円引き上げるものであります。また、低所得者世帯に係る保険税の負担を軽減するため、5割軽減および2割軽減措置の対象となる所得判定基準を引き上げ、対象世帯の範囲を拡大するものであります。

次に55ページをご覧ください。

議案第35号 大洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正について、令和6年5月27日付で専決処分したものであります。

主な改正内容は、法改正に併せた番号利用および情報連携等に関する規定として内容を見直すものであります。

以上、議案第32号から議案第35号の4件につきまして説明を終わりますが、詳細につきましてはお手元の議案書等によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第32号 大洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第32号 大洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第33号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第33号 大洗町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第34号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。10番 勝村勝一議員。

○10番 勝村勝一議員 それではちょっとお尋ねをさせていただきます。

健康保険税、だいが改定ということで変わりますけども、今まで累積できっと滞納者がいると思いますが、上がって、概算としてどんな形で滞納が増えるかお尋ねをいたしますけども、すいません、宜しくお願いいたします。

○飯田議長 小沼正人住民課長。

○小沼住民課長 勝村議員のご質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険税の滞納ということでございますが、なかなかですね国保税のほうも金額が大きいというところもございまして、滞納のほうもなかなか減らないという状況でございますが、日々ですね努力しております、なるべく払っていただけるように取り組んでいるところでございます。以上です。

○飯田議長 10番 勝村勝一議員。

○10番 勝村勝一議員 今の滞納の部分ですが、累積でかなり認識していますが、件数としてお尋ねしますけども、金額のほうはいいです。件数でどのぐらいありますか。もしかすると、これ数万円上がってますので、僕なんかはどっちかという一番最高額かなと思ってますけども、その点を鑑みますと、これから件数が増える可能性がありますので、住民課長、再度ちょっとお尋ねしますけども、今までの件数だけちょっとお尋ねします。すいません。

○飯田議長 小沼正人住民課長。

○小沼住民課長 勝村議員のご質問にお答えいたします。

申し訳ございません。ちょっと滞納の件数のほうの資料をちょっと持ってきておりませんので、後日ご説明させていただきたいと思っております。失礼します。

○飯田議長 清宮和之総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

総務課といたしましては、毎月例月出納検査を実施しているなかで、各税目の月末の調定にかいする収納額というのは把握しておりますが、徴税全般ですね、国民健康保険税も含めまして、ちょっと件数のほうは私は把握してございませんけども、収納額というか収入済額につきましては、昨年度ベースの収入額は4月末現在では維持されているのではないかというふうな決算のほうの例月出納検査の結果が出ておりますので、そんなに極端にですね今年税収のほうが落ちるとか、そういうことはないというように推察はしているところでございます。宜しくお願いいたします。

○飯田議長 10番 勝村議員。

○10番 勝村勝一議員 清宮課長、すいません、昨年度何%ぐらいだったか、ちょっとお尋ねしますけども、収納率、すいません。これから上がった場合に、これ、健康保険税上がりますよね。概算としてどんな感じで、計画的に計算しているか、ちょっとシミュレーションしてありますか。住民課長、そこら辺のどこちょっとお尋ねしますけども、今後ねやっていただいて、きっと大変な状

況なので、物価3%以上上がってます。給料は3%上がらない。上がっても2.5か2.8、やっと大企業で3%上ということでありまして、今月ボーナス時期でありますけれども、下手すると出るところもあるし出ないところもあるということなので、そこら辺のところを鑑みて、これからお願いしたいと思います。退職者もきっと増えてますので、僕らの年代がもう大分退職して、一番ピラミッドの大きいところだと思いますけれども、宜しくお願いしたいなと。何か答弁あれば、すいません、宜しくお願いします。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 国保税の滞納のほうですが、やはり大変厳しい家庭の経済のなかでもですね、払っていただけますようにですね何度も何度もですねお電話したり通知を出したりしながら取り組んでいきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

○10番 勝村勝一議員 終わります。

○飯田議長 ほか、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第34号 大洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第35号 大洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第35号 大洗町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、原案のとおり決しました。

◎議案第36号および議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第36号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第11号）の専決処分につき承認を求めることについて、議案第37号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専

決処分につき承認を求めることについて議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第36号および議案第37号につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

初めに、議案第36号についてご説明いたします。

令和5年度大洗町一般会計補正予算（第11号）の専決処分につき承認を求めることにつきまして提案理由をご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

3月14日付にて専決処分いたしました令和5年度大洗町一般会計補正予算（第11号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,000万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ107億5,388万円とするものであります。

次に、6ページをご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

2款総務費の地域づくり総務費につきまして、ふるさと納税事業における令和5年度の寄附見込み額を14億5,750万円と想定しておりましたが、3月14日時点で令和5年度の寄附額が15億7,250万円程度と見込まれたことから、寄附者への返礼品に係る経費や基金への積立金など、合わせて1億1,500万円を追加計上するものでございます。

続きまして、3款民生費の児童措置費につきましては、子どものための教育・保育給付費試算の基となる公定価格が、改定により大幅な増額となり、各保育施設への給付費が不足するため、1,500万円を追加計上するものでございます。

4ページへお戻り願います。

上段の歳入をご覧ください。

以上、これら歳出を賄う財源といたしまして、国庫支出金750万円、県支出金375万円、寄附金1億1,500万円、繰入金375万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億3,000万円を追加補正するものであります。

続きまして議案第37号についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

令和6年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることにつきまして提案理由をご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

4月25日付にて専決処分いたしました令和6年度大洗町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,193万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億793万3,000円とするものであります。

12ページをご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

2款総務費の賦課徴収費につきましては、国の進めるデフレ完全脱却のための総合経済対策において、令和6年分所得税3万円、令和6年度分個人住民税1万円の定額減税を行う一方、定額減税しきれないと見込まれる者に対し、定額減税補給給付金を支給するため、関連経費と合わせまして8,963万3,000円を追加計上するものでございます。

3款民生費の社会福祉総務費につきましても、国の進める物価高騰の影響が大きい低所得世帯への支援として、令和6年度に新たに住民税均等割非課税となる世帯等に対し、1世帯当たり10万円、低所得の子育て世帯に対し、1児童当たり5万円を加算して支給する物価高騰対策給付金について、関連経費と合わせまして3,230万円を追加計上するものでございます。

10ページへお戻り願います。

上段の歳入をご覧ください。

財源につきましては上段の歳入のとおりとなりますが、定額減税に係る町税の減収額が6,150万円、この減収額と同額が地方特例交付金にて補填されます。

また、給付金に関連する事業費につきましては、全額国庫支出金で賄われます。

以上、議案第36号および議案第37号につきまして、地方自治法第179条第1項本文の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めます。

○**飯田議長** 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第36号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第11号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。12番 菊地昇悦議員。

○**12番 菊地昇悦議員** 最初の補正予算で、児童措置費について公定価格の変更に伴うという内容でしたが、この内容について説明をお願いします。

○**飯田議長** 佐藤邦夫こども課長。

○**佐藤こども課長** 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

町内の各民間保育施設で、こちらに対しまして、運営に係る給付費ということで、施設型給付費というものを町だけではなくて国と県と合わせて支払いをしているところでございます。こちらの算定の基になってくるのが公定価格というところがございますけれども、公定価格が決まるのが毎年秋から冬にかけてというところで、それまでの間は前年度の計数を使用しまして算定のほうをさせていただいております。公定価格が決まった後に新たにそれ以降の分と、あと、それまでの分で少なく要は、この調整前の金額で支払って、過不足があった時に調整をさせていただく分ということで、年度末にその差額があれば差額支給という形で対応をさせていただいております。今回、公定価格の上がり幅がちょっと大きかったというところもございましたので、当初見込んでいた予算額に不足が生じたということで、このタイミングでの補正をさせていただいたところでございます。以上です。

○**飯田議長** 12番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 これ補正予算ですけども、条例でね、1人の保育士が子どもを何人保育するかというその基準も変わりますよね。それとの関係ではどういうふうになっているのか、関わりがあるのかどうか、その辺。また、今、ちょっとね隣の議員からありましたけども、なぜ今回こういうふうに公定価格変えたのかというところを、もう一度伺います。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

この後、条例のほうでもご審議いただく部分というところで、保育士の配置基準のほうの改定というところを上程させていただいておるところでございます。こちらにつきましては、国の昨年示されましたこども未来戦略のなかで、職員の配置基準の見直しということで、実に74年ぶりにこれが改定されるというところを受けての条例改正ということを考えているところでございます。

当然こちらの部分で金額が変わってくるのを、今後どういうふうに対応するのかというところで、国のほうからもそこを新たに加算分ということで支給をするということで伺っておりますので、今年度の部分はこちらで補正をさせていただいた金額になりますけれども、今後につきまして、若干その部分も少し余裕をみたような形での支給という形が出てくるのかなというふうには予想しているところでございます。

また、先ほどの質問と繰り返しになってしまうんですが、公定価格、例年過不足があれば年度末までに補正をさせていただいて、そのなかで対応しているところではございますけれども、今回ちょっと金額が大きかったり、この科目のなかでほかに支出している金額などもありましたので、ちょっとそこの部分との兼ね合いもございまして、このタイミングでの改めての補正という形で専決処分させていただいたところでございます。以上です。

○飯田議長 ほか、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第36号 令和5年度大洗町一般会計補正予算（第11号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第37号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。12番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 これは定額減税の予算ですけども、事前に説明資料を全員協議会でいただきました。これを見ますとですね、調整給付の申請終了が9月30日までという、それを想定しているというふうになっております。これでですね、9月30日までで対応できるのかというところが考えてしまうんですね。これはなぜかという、これまでだったらば全て、2023年度、これを2024年度の所得税あるいは住民税を基に計算するというところで給付されるわけですけども、こうなっ

てくると、およそあと半年ぐらい残した時点で申請を締め切るということは、対応できるのかというふうに考えてしまうんですが、この辺はどうなっているのか伺います。

○飯田議長 高柳成人税務課長。

○高柳税務課長 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

給付のですねスケジュールのお話をさせていただきますと、まずは7月上旬のほうにですね、給付対象者リストの抽出をさせていただいて、その後7月下旬ですね、対象者リスト選定した後ですね申請書のほうを送付させていただく予定となっております。その申請書のほうを返送いただいた後ですね、給付のほうが始まるわけでありまして、その給付の開始時期を8月の中旬というような予定で対応しているところでございます。こちらを踏まえましてですね、締め切りといいますが、受付の終了のほうを9月30日までと設定させていただいている、そういうスケジュール感でございます。以上です。

○飯田議長 12番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 スケジュール感はわかるんです。それでいいんですかっていう話をしているんですよ。あくまでも昨年度の所得収入、それに基づいた定額減税じゃないんですよ。あえて24年度、これを基礎にして減税するという、これまでにないようなやり方ですよ、これがいろいろと批判の的になっているわけですよ。職員の方も去年のだったらばきっちり確定してますから計算しやすいんだけど、あえて令和6年度のを基礎にして出さなきゃいけない、計算しなきゃいけないということで大変な事務負担が生じるということで問題視されているわけですよ。ですから、これが例えば去年失業したとか退職した、こういうふうになると、これがね、なかなかその1年間通じてですよ所得が把握できないということになってきます。くると思うんですよ。それなのに9月30日までに締め切ってしまうというのは、これはそういう方々に対してのきちんとした所得の計算ができないんじゃないかというふうに思うんですよ。あえて9月30日にしたのはなぜなのかということをお伺いしたんですよ。また、それにきっちり対応できるのかということですよ。

○飯田議長 高柳税務課長。

○高柳税務課長 再度のご質問にお答えをいたします。

住民税のほうですね、こちらは確定してございまして、こちらに関しましては算定どおりの給付ができるという状況でございますが、一方、所得税のほうに関しましては、確定されるのが令和6年12月31日という形になってございまして、実際のところ、国のほうでもですね、給付のほうは早急にと、令和5年度の所得税の課税情報を基に算定をして、早急に給付をします。その後、例えばですね扶養の状況が変わったりとか、収入の状況が変わったりとか、そういったものは年末調整で調整をしたりとか、あるいは確定申告のほうで調整すると。減税給付を受け取れない方に関しましては、年末調整、確定申告のほうで精算をしますと、そのような形になっておりますので、こちらの取りあえずの締め切りのほうを9月30日とさせていただいて、その後ですね、また申請がございましたら、その都度対応していただくと、そのような形で考えているところでございます。以上で

す。

○飯田議長 12番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 最後ですのでね、速やかについていう給付、給付ですか、これは。減額を、所得税から差し引いて減税するという、これをあえて、この1カ月ごとにやりなさいと、これをやらなければ法律違反だよということで、期間が来年までかかっているわけですよ、計算されています。それを早急に出しなさいというやり方については、ちょっと、どう理解していいのかわかりません。もう一度説明をしていただきたいなと思います。

そして、この問題についてですね、これから町報なんかではお知らせしなきゃいけないと思うんですね、詳しく。非常にわかりやすく。年金を受給されている方は、うちらは関係ないんじゃないかと、給与明細書に毎月減額される金額を計算するという話がニュースでも流されますよね。ですから、年金者は関係ないんじゃないかというふうに思われる方もたくさんいるんですよ。そんなことはないんだけど、ですから、これからはこれを本当にわかりやすく、住民が素朴に感じているその内容について、わかりやすく誤解のないようにしっかりとPR、広報しなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんですよ。その辺はどういうふうに考えているのか伺います。

○飯田議長 高柳税務課長。

○高柳税務課長 再度のご質問にお答えをいたします。

所得税の算出に関しましては、どうしても見込みという形になってしまいますので、令和6年12月31日を基準としまして確定するという形になりますので、そちらを見越した上での調整給付という形になりますので、ご理解をいただければと思います。

もう一方ですね、広報に関しましては、7月号の広報紙のほうで定額減税のほうのページをですね広報させていただいて、住民のほうにPRを、お知らせをしていきたいと考えているところでございます。また併せまして、ホームページのほうにも詳細にわたりですね、いろいろその受給者、様々な給与所得者であったり年金取得者であったりとか、個人事業の方とか様々な条件がありますので、その方にあわせました形ですね、皆様にご理解いただけるような内容でホームページのほうも作成してですね、PRに努めたいと考えているところでございます。以上です。

○飯田議長 ほか、ありませんか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第37号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につき承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、原案のとおり決しました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第4、議案第38号 大洗町磯浜古墳群史跡整備検討委員会条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井 豊町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第38号 大洗町磯浜古墳群史跡整備検討委員会条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

本案につきましては、令和5年度の磯浜古墳群保存活用計画の基本方針に位置付けられた史跡の整備を進めるにあたり、令和6年度から整備計画を検討する委員会を設置するものであります。

主な内容といたしましては、委員会設置の趣旨、所掌事務などについて定めるものであります。

また、大洗町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例について、新たに「磯浜古墳群史跡整備検討委員会委員」を追加するものであります。

以上、議案第38号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第38号 大洗町磯浜古墳群史跡整備検討委員会条例について質疑を行います。10番 勝村勝一議員。

○10番 勝村勝一議員 それでは、古墳群ということで、国指定ということになりましたので、整備はしなきゃならないと思います。委員会を年何回ぐらいやられるのか、随時かどうかわかりませんが、どんな形で委員会を開催していくのかお尋ねをいたしますけども、すいません、宜しく願いいたします。

○飯田議長 磯崎宗久生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 勝村議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、磯浜古墳群の史跡整備検討委員会を立ち上げるということで条例化を提案させていただいております。これまでも保存活用計画で委員会のほうを設置しております。年間2、3回ですね、保存活用計画の時でも委員会を開催しておりますので、今回の整備検討委員会でも、年に2、3回ほど委員会のほうを開催したいというふうに考えてございます。以上です。

○飯田議長 10番 勝村勝一議員。

○10番 勝村勝一議員 年に2、3回ということで、課長、そのぐらいでよろしいのでしょうか。整備するにあたり、周りにちょっと民間の住宅、家がございますので、足並みを早くしないと非常に厳しい状況になるかなと思いますけども。道路もあそこ狭いですよね。だいぶ浸透ってきて、週末きつと来られている方いると思いますけども、私もたまにちょっと行ってみてるんですが、あるところはね、道路は碎石入れていただいて、私有地なんだけど、きれいにいただきました。随時、課長ね、やっただかかないと厳しいかなと思いますので、せっかくこられた方、非常にいい

場所だし、眺めがよろしいし、古墳群としてはきっと最高かなと思ってますし、その点で今後どんな形で、2、3回で足りないかなと思いますし、14名ということで頑張っていたかなきゃならないかなと思ってますので、ちょっとそこら辺のところを詳しくちょっとお尋ねしますけど。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 再度の質問にお答えさせていただきます。

今現在でもですね、磯浜古墳群のほうの土地の公有化も随時進めておりまして、令和5年度に関しても5筆ほど町のほうで買い上げをさせていただいております。整備計画がなくてもですね、もう保存活用計画で土地の公有化のほうは、民有地の買い取りですね、こちらのほうは随時進めてまいります。

それと、現地のほうの整備に関しても、整備といっても今現在ですと樹木の伐採であったり草刈りというところを随時進めておりまして、土地をお持ちの方ですね、史跡の所で土地をお持ちの方に関しても、町のほうから草刈り等をさせていただきたいということで整備というかきれいにするという環境整備のほうはさせていただいております。

整備検討委員会のほうに関しては、今後、史跡のほうをですね、例えば復元をするのかとか、そういう具体的な整備について検討をしていきますので、現状、保存という形から更に整備という形に一段階上げていくのかというところを検討していただくということで考えておりますので、引き続き環境整備、保存等に関しては進めていながら、将来に向かってどういった整備が必要かというところを、この整備検討委員会のほうで議論をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○飯田議長 10番 勝村勝一議員。

○10番 勝村勝一議員 課長、ありがとうございます。大洗、リゾート地であって、観光並びに今度、あの古墳群ができれば、きっとね非常にいい観光の施設になると思いますので、その点十分にお願したいなと思うんだよ。町の駐車場は3台か4台しかないんだよね、あれね、行ったら。だから、ああいうところの整備もちょっとね、私有地を今借りているんでしょうから、行って、もうちょっと増やしていただきたい部分もありますし、住民にね、迷惑かからないような散策の方法もとっていただかないと、住民感情を逆なでることにもなると思いますので、課長、最後に申し訳ないんですが、要望としてお伝えしますけども、お願したいと。今のとこ、そういう苦情なんかはないですかね。たまに皆さん来てるような気もしてますし、天気いいと。非常にきれいに伐採していただいて、きれいに古墳群になりましたので。今までものすごく雑草が生えてたんだけど、下のほうまで、海が見えるほうまできれいに刈ってありますし、一生懸命やっていたいなと思うてることもありますし、その点今後宜しくお願したいなと。あの駐車場の整備だけちょっとお願したいなと思いますけども、すいません、その点ちょっと、最後に宜しくお願します。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 勝村議員からはアクセス性の悪さですかね、をちょっとご指摘いただいております。確かにですね、磯浜古墳群、進入するのに非常に道が狭くてですね、車の進入はちょっとな

かなか難儀なところがあります。高台のほう、古墳に近い所に民間の駐車場がございまして、こちらのほうを町で3台分ほど借り上げておりまして、古墳群を見にこられた方にはそこをご利用いただくような案内をしているところがございます。

また一方ですね、途中、磯浜町の永町の商店街のほうから上がっていく道路が非常に狭くてですね、ちょっと中まで入っていくと、今度Uターンもできないような状況でございまして、やはりご近所の方からですね、磯浜古墳群を見られた方が立ち往生しているよと、車が入ってきて動けなくなってしまうというようなご意見もいただいておりますので、途中、旧警察署の所にですね、ここから先は通行不可だよというような看板を立てさせていただいて、これより先は車では難しいと、歩いて行っていただきたいというような看板も付けさせていただいております。

なかなか道路体系のほうまでですね、この古墳群と併せて整備するというのも難しいというふうに感じておりますので、町のホームページ等を通じてですね、車でこられた方は、例えば永町の商店街であったり、大洗町の役場のほうに停めていただいて、ちょっと歩いていただくとか、そういったご案内のほうもさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○飯田議長 ほか、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第38号 大洗町磯浜古墳群史跡整備検討委員会条例について案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、原案のとおり決しました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第39号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第39号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

本案につきましては、会計年度任用職員の給与の特例を見直すことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、外国語指導助手を直接任用するにあたり、これまで活用しているプログラム以外の任用方法や幅広い国籍・能力を有する講師を配置可能とするものであります。

以上、議案第39号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第39号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

12番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 これ、月額として28万から20万という大幅なダウンだと思うんですね。上限はちょっと上げたんだけど。今、各自治体でも英語関係ではね、そういう方を招いて力を入れようという時に、あえてこの下げるということは、ほかの自治体との関係からいえば、もっと処遇のいいところに行きたいなど、そういうふうを考えていくんじゃないかと思うんですね。大使館との協議も行ったという説明も全員協議会でありましたけども、そういうことはさておいて、希望者は個人個人のそういうやっぱり働きたい、それに見合う報酬をいただきたいという、それが根拠だと思うんですが、これを下げて、そして若干頭を上げたという、これはどういう理由からこういう内容になったのか伺います。

○飯田議長 深作和利教育次長兼学校教育課長。

○深作教育次長兼学校教育課長 今回ですね、議員の今、質問のとおりですね、金額のほうに幅を持たせたところがございます。全協でも説明いたしましたように、大使館の、直接ではございませんが、大使館の協議も経て、なおかつ5年度実績であった金額も参考にしております。

また、これまではですね、やはりJETプログラムというもののALTの配置ということで、そちらの金額が示されたものを今使っておりました。でありますので、比較的ですね、東南アジア系のALTが駄目なわけではございませんが、そのJETプログラムというのは、ほぼほぼ欧米が多いということもありました。ということでもありますので、幅広い国籍であったり能力であったりする人材をですね配置したいということがありまして、幅広いところを採用したいということがありまして下の金額のほうの下限のほうも下げさせていただいたところがございます。

○飯田議長 12番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 大使館といってもどこの大使館かわかりませんが、答えられるならば、その大使館名をお願いします。

あと、20万から40万ですね、この大幅な金額の差がありますよね。これはどういうふうに、その出身の国によって金額が違うのかどうか、どういう判断でこれを個人との契約に結びつけていくのか。ある国だったら20万で、ある国だったら30万だと、そういう判断とかそういうものであってはならないと思うんですね。あくまでもその方の個人の能力を前提にして決めていかなきゃいけないんだけど、国との関係でそれを決めるということは、まさか考えてはいないと思うんですけども、どういうふうにその判断基準を設けているんでしょうか、その20万円の間。

○飯田議長 深作教育次長兼学校教育課長。

○深作教育次長兼学校教育課長 大使館の件でございますけども、私のほうでですね説明しましたよ

うに、直接は大使館と協議はしてございません。これまで5年度の実績のなかで協議されたものがあって、実際に5年度、私たちの委託型で支払っていたというものがベースとなっております。

あと、その金額を下げることにつきましては、やはり欧米が中心ということでありますので、やはり東南アジア系と言ってはどうかわかりませんが、とにかく幅広い人たちが来るために下げないといけないというような考えでございます。

○飯田議長 12番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 ちょっと矛盾してるんじゃない。幅広い国々の方から来てもらわなきゃ困るという話になってくると、下げちゃったら来ないんじゃないですか。あえて28万から20万まで下げちゃうんですよ。8万円も下げて、喜んで来る方いますかということなんです。そういう判断を、どうしてそういう判断されたのかということが非常に疑問なんです。また、その欧米中心で、アジアはあまりそういう評価しないという話じゃないんだという話なってもおりますけども、答え自身がね、欧米中心という、国を基準に考えているような節がどうしても聞いてて感じざるを得ないんです。そういうことはなくて、ちゃんとした基準を設けて一人一人の雇用を考えていく、契約していくということが求められているんじゃないかという、そういうふう思うんですけども、もう一度答弁ありましたらお願いします。これで3回目ですので、これ以上できませんので。

○飯田議長 深作教育次長兼学校教育課長。

○深作教育次長兼学校教育課長 今回ですね、大洗町が活用しております交付税措置の内容がですね、姉妹都市等の交流に基づいて派遣されたものということになっておりまして、そのためにですね、当然、外国籍のALTを私たちがどういう方がいるかわかりません。そういうところで、そういう姉妹都市を結んだところの自治体間の交流、そしてそちらの自治体が認めたですね業者の、あっせんという形においてその人物を採用してございます。でありますので、そういったその姉妹都市の結んだことプラスいろいろな面の管理委託を結んだこと、そういったことでフィリピンからの講師が来れるというような状況がありますので、それに見合った金額ということになりますので、下げることによって講師が来れなくなるというようなことではないと考えております。

○飯田議長 10番 勝村勝一議員。

○10番 勝村勝一議員 関連なりますけども、課長さ、この20万っていうのは、きっと研修期間があるでしょう、日本に来たら研修期間あるでしょう。分かる、言ってるの。日本のあれだと研修期間ありますよね、6カ月とか何箇月とか。そういうのも含んでのあれかなと、この間、全協で質問をしたんだけど、そんな感じかなと思ってますし、20万から40万というの。確かに8万円落としてますけども。フィリピンの場合は、あのね、卑下するわけではありませんけども、金額的にね、やっぱりこう、賃金がそれなりの国だと思いますけども、そういうこともありますから、欧米並みではなかなかないと思いますけども、その点考慮しての金額を下げたと思いますけども、課長、そんなところでいいのかな。ちょっとお尋ねします。すいません。

○飯田議長 深作教育次長兼学校教育課長。

○深作教育次長兼学校教育課長 研修というようなことのご質問だと思います。研修につきましては、

業者のほうと契約しています管理委託料のなかで研修をしてもらうということになっておりますので、その分ですすね十分研修していただいているということになってございます。

○飯田議長 10番 勝村勝一議員。

○10番 勝村勝一議員 わかりました。業者の方に研修の件は委託しているということで、その今俺言った3カ月とか6カ月とか普通あるでしょ、日本の場合は、研修期間。そうすると、委託したところでもうそういう部分でやっていただいているんですか。課長。

○飯田議長 深作教育次長兼学校教育課長。

○深作教育次長兼学校教育課長 年間のなかですすね、業者のほうで定期的にですすねALTを訪問したり、現場を見に来たりということでございますので、その都度ですすね研修はしているというように考えてございます。

○飯田議長 10番 勝村勝一議員。

○10番 勝村勝一議員 わかりました。今後ともね、十分に宜しくお願ひしたいなと思っておりますし、はい、以上で終わります。

○飯田議長 ほか。11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 今日はあまり質問しておりませんが、今の深作課長の答弁なんですけれども、もう少しわかりやすく言われたほうがいいのかなと思うのはですすね、今回の条例改定によって何を変えるか。いわゆる人数を増やすし、さらにですすね、国情に合った生活、いわゆるスタイルというんでしょうか、金額にあわせていく。例えば、欧米ですと、間違いなくこの40万でも安いという話になりますよね。しかし、東南アジアが、私は悪いとかいいとかの話ではなくですすね、その国の力がありますから、そのなかでは為替の問題もあつたりしますし、その辺をですすね、もっと国の情勢というものを話しながら、例えばフィリピンですと大卒で1万からのいわゆる地元の就労ができる。1万ぐらいしかないんですよ。数年前は。今は少し上がりました。そういったものよりも大事なのは、フィリピン人における英語能力がどのレベルの人が大洗に来るかという、その問題をもっとしっかりとですすね、今の質問のなかから答弁を入れていったほうが、私は皆さんももっとわかるんじゃないかと。例えばある一定の、TOEFLであったりTOEICであったりいろいろありますけれども、そのほかにもありますが、ある一定のしっかりとした人間が、例えばこの国ですとこの生活スタイルでこのぐらいで理解してもらえるんだという、その幅をですすね、しっかりと国ごとに掌握して、そして答弁のなかにもそこを入れていただきたい。そうすることによって我々の認識がもっと変わると思います。大事なのは子どもたちを教える力ですから、力量、そのところをもっと重点を置いて私は答弁いただきたいと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○飯田議長 長谷川教育長。

○長谷川教育長 坂本議員のお話、まさしくそうございまして、フィリピンのほうで考えますと、私もちょっと調べさせていただきました。オンライン英会話をやっている先生方、フィリピンとやっておりますが、月2万7,000円だそうです。そう考えると、この条例に関して、ちょっと下げるとするのは、そのフィリピンの政策というか、国からもありますが、もらいすぎてもこちらから

ペナルティをもらうというかたちもありますので、この条例を下げさせていただいたということで、フィリピンのこのALTさんのレベルで考えますと、全て教員免許を取得してこちらに来ていただいているようになりますので、全く指導をしていないでこちらに来ているわけではなくて、向こうのほうでは必ず教員免許で、今年2名の方が追加で入れ替わりで来ましたが、向こうで中学校の先生をやられていて、こちらでALTをしているということになっておりますので、申し分ないALTだと思っております。ただ、この金額でいって、先ほど菊地議員からもありましたように、下げざるを得なかったものは、国力的なものも含めまして、大幅なちょっと差にはなりましたが、いろいろな方が私どもの子どもたちに幸せを運んでもらえるような人を雇うためにも、幅広いALTさんを選びたいという思いがありまして、欧米ばかりではなくて東南アジア系の方でも、しっかりとして教えていただける方がいたということを加味しまして、そちらのほうの金額にさせていただいたというのが現状でございます。是非ご理解のほど、お願いできればと思います。

○飯田議長 11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 ありがとうございます。まさに教育長がおっしゃるとおりであって、要するにその金額だけの問題ではなく、一番大切なのは、その能力の問題であって、フィリピンですとアメリカ英語になりますけど、今まで大洗町のALTは協会のほうから来ておりましたけども、ここの方ってイギリスであったり、あとはオーストラリアであったりですから、ほとんどイギリス英語なんですね。発音も違うところがあって、文法も若干違うところがあって、そういうところからアメリカ英語に移行してきたという、これは逆に言えばですね、私はイギリス英語よりはアメリカ英語のほうが、もっと私たちの耳とか発音力からすると、言いやすいというのはあるように感じておりますし、ですから、そのあたりの担保しなきゃならないところはこういう金額だけの問題ではなく、質の問題ですから、そこを今、教育長のほうから答弁いただきましたから、これ以上の質問はしませんけども、そういう流れ、国によって、国の勢力、力によって、為替によって、生産力によって、その国の経済というのが決まっているわけで、それはやはり先ほどの答弁どおりだと思いますので、もう答弁はいいですから質問を終わります。

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。議案第39号 大洗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、原案のとおり決しました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第40号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○**國井町長** 議案第40号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

5ページをご覧ください。

本案につきましては、本条例が参酌する大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に定める基準について、一部改正がなされたため、本条例について所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容につきましては、保育施設の重要事項説明について、これまでの書面掲示に加え、インターネットを用いて利用者側から24時間確認ができるものにするるとともに、保育施設を利用する保護者の利便性の向上および職員の業務負担の軽減を図る観点から、保護者と事業者との間の手続や事業者が作成、保存する書面等について電磁的方法等によって行うことができるようにするものであります。

以上、議案第40号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○**飯田議長** 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第40号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。5番 櫻井重明議員。

○**5番 櫻井重明議員** 先ほど菊地議員が説明というか質問した議案36号でしたっけ、ごめんなさいね、戻っちゃってるんですけど、佐藤課長が何か答弁されて、公定価格が変わったっていうのが、何か条例にリンクしているみたいなお話ってありましたよね。それって言うのは、この条例の変わったことに関してなんですか、それともその次ですか。

〔「次」と言う人あり〕

○**5番 櫻井重明議員** あ、次、ごめんなさい。じゃあ次質問します。

○**飯田議長** よろしいですか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○**飯田議長** 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第40号 大洗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**飯田議長** ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、原案のとおり決しました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第41号 大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第41号 大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

15ページをお開きください。

本案につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、本条例が参酌する家庭的事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたため、本条例について所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、保育士の質の向上を図る観点から、保育施設において保育士1人が担当する子どもの数について見直しを図られるとともに、保育施設の職員の業務負担の軽減を図る観点から、保育施設における書面による文書の作成、保存等について、書面に代えて電磁的方法等によって行うことができるようにするものであります。

以上、議案第41号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第41号 大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。5番 櫻井重明議員。

○5番 櫻井重明議員 議長、再度説明というか質問を――

○飯田議長 お願いします。

○5番 櫻井重明議員 議案第36号の菊地議員の質問の際に、この条例の改正とリンクをされているということなんですけども、これはいわゆる電磁的記録に変わったことが原因とかっていうわけではなく、いわゆる人数が少ないものをみるということに関して、結果上がったという、そういった認識でよろしいのでしょうか。

○飯田議長 佐藤こども課長

○佐藤こども課長 櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど菊地議員からも補正予算、専決の部分での際にご説明させていただきましたように、各民間のこども園さん、保育園さんの運営に係る部分ということで、給付に見合っの施設型給付というものを支給をさせていただいておるところでございます。

その支給にあたってのベースになるところが、やはり公定価格というところがございまして、こちらにつきましても人数が今後、1人の保育士さんみれるお子さんの数が緩和をされるということで、保育所の中でのやはり保育士の必要数というところが、その部分が増えてくるんではないかというところになってくるのかなというところがございます。

現在、町内の民間保育園の園長先生などともお話をさせていただいているなかで、今回のこの条例改正につきましては、家庭的保育の部分ですので、町内のなかの家庭的保育事業施設ということで、こすもすくーるさんが該当してくるんですけれども、それ以外の認定こども園であったり民間の保育園さん、また、公立の保育所についての規定のほうが県の条例のほうで定めておりますので、こちらも同様に6月の県議会のほうで補正予算という形で上程されるというふうに伺っております。その後、一定の経過措置を経た後に施行されるということになってきますと、町内の民間保育施設につきまして全てこの基準で運営をされるということになるかと思えます。

また、国のほうとしましては、この後、1歳児につきましても規定を緩和をするというふうな考えであるというふうに伺っておりますので、徐々に保育士さんが1人がみれる数が緩和をされるということになってくるところでございます。

また、その部分で必要になってくる給与分のアップ分ですかね、こちらは公定価格のなかで、それぞれの年齢に応じた配置基準の改善加算というものがございまして、そちらで対応していくというふうに国のほうから伺っております。以上です。

○飯田議長 ほか。12番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 先ほど補正予算で質問いたしましたけれども、今もねちょっと答弁されておりますが、まず、この保育士さんが1人でみる園児の数が緩和されたというふうに言われていますけれども、実際は1人でみる数が減ることですよね。これは私はいいいことだと思っております、74年ぶりの改定だと、あまりにも遅すぎるぐらいの大変な苦勞をしているなかで、ずっとそれを放置されてきたということからすればね、非常に評価しなきゃいけないことだと思うんですが、それはそれとして、町としては今回のこの改定を受けて、どういう課題、問題意識を持っているのか、これについて伺います。

○飯田議長 佐藤こども課長

○佐藤こども課長 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

かねてより菊地議員からは、保育士、職員の処遇改善というところで、いろいろなところでご助言いただきましてありがとうございます。

今のご質問にありましたように、基準が緩和をされるということではありますけれども、やはりこれ、数年前から保育所における保育中の事故というところで、なかなか痛ましい事故が跡を絶たないというところもございまして、やはり一人一人がみれる保育士さんの目をやはり緩和をして、全体で見えていかなければならないという流れでこのような形に国のほうとしても動いているところになっているのかなというふうに認識はしているところでございます。

それを受けまして、町としましては、やはり各園の保育士さんが、なかなかやはり子どもの数が減っているなかでも保育ニーズというところが下がらないというところで、ここは各園ともかなり苦勞をして、職員確保でありますとか処遇の改善というところを対応していただいているというふうに伺っておるところでございます。

町としましても、重ねてそういったところの部分、支援をさせていただかなければいけないと

いうところもございますので、まずは年に数回実施をしております民間保育園の園長先生との間での園長会議などのなかで、どのようなことが実際、困り事として挙げられているのかということも十分把握をしながら、今後よく調整を図りながら進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○飯田議長 12番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 まさにそういうことだと思うんですよ。これまでは、この基準に基づいてね、この保育士さんを配置している。だけど、それじゃあ追いつかないんですよ。ですから、全国的に見れば、今説明されたように大変痛ましい事件が起きたと。最近も園児の首をね切っちゃったというような、そういう保育士さんのそういう事件もつい最近発生したばかりですよ。こういうことで適切な配置をしなければならないということで、その基準はあるんだけど、それを上回る保育士さんを確保しながら取り組んできたということでありまして、まさにこれは保育士さんの確保をして対応をしていかなきゃいけないということだと思うんですよ。

そこでですね、これまでは基準以上に保育士さんを確保すると、公定価格というのがありましたけども、それをどう配分するかということになると、1人当たりの保育士さんへの配分が減っちゃうわけですよ。ですから全産業別で見ると、保育士さんの賃金が5万円も低いというふうに言われる所以だと思うんですよ。町のほうではそういうことからして、少しずつ時給を上げてはいると思うんです。けども、まだまだそれに見合っているのかどうかということもあると思うんですけども、何よりもその基準以上の、目減りをさせないということと、それをカバーすると非正規で雇用しているわけですから、これを変えていかなきゃいけないというそういう課題もあると思うんですよ。課題としてはしっかりと踏まえていかなきゃいけないと思うんですよ。ですから、処遇改善を町としてどういうふうにもこの見直しにあたってね、考えていかなければいけないのかということはどう考えているのか伺います。

○飯田議長 佐藤こども課長

○佐藤こども課長 菊地議員の再度のご質問にお答えをいたします。

なかなかその安心・安全にお子様をお預かりをするというところで、各園だいぶご苦勞をされているというところではあるんですけども、なかなか民間保育園さんの場合、やはり運営というか経営的な部分もございますので、そういったなかでの適切な配置基準というところを、どのあたりを調整していくかというところが、なかなか難しいところになってくるのかなというふうには認識しているところでございます。

また、併せまして、公立保育所であります第一保育所につきましても、ここ数年、会計年度任用職員さんを募集をしているところでありますけれども、なかなか民間さんであっても保育士さんの確保が難しいというなかで、公立の保育士をどういうふうにも確保していくかということも非常に難しい課題となってございます。なかにはフルタイムではなくてもパートタイムであったりとか、あとは保育士の資格がない方であっても補助員という形での雇用も考えながら、そこは進めてきているところでございますけれども、より適切な運営につながるような形で、引き続きそこは調整し

てまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○飯田議長 12番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 処遇改善がね、必要だというふうに今伺いました。確保をしなければいけないという大きな課題があると。確保するためには、やっぱり働いた分に見合った報酬、時給もね、微々たる、少しずつ上がっているんだけど、しっかりとそこら辺を考えて、仕事に見合う、同じ仕事をやっても任用職員ということで大きな差が出てきちゃってる。そういうことがありますのでね、やはり見合った報酬を目指すということを、是非常日頃、毎日でもいいですから考えていただきたいなど、そういう要望しておきます。

○飯田議長 ほか、よろしいですか。11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 子どもに関することですが、さらにですねお尋ねしたいのはですね、今の質問、答弁を聞きながら、本質的な問題というところはまた別にあるのかなど。いわゆる保育所の数、そして充足率は高すぎるぐらい、逆に言えば、いわゆる子どもが少ないという現状において、措置費として国・県から来る金額は、人数に対してしかこない。そこに、その保育園独自の経営としてのある一定の例えば協力金だとか何かをもらうことがなかなかできないと。この辺の運営全般については、今回この改定のなかには盛り込まれてはいないのでしょうか。単純にその措置費のなかの保育員と子どもさんの数とのバランスだけの問題であって、全体の運営に対する問題というのは、今回これを提案するにあたり、庁内での議論もあるかもしれませんが、どのようなものがその背景として、裏背景というんですかね、考えられていたか。まずそこをお尋ねしたい。

○飯田議長 佐藤こども課長。

○佐藤こども課長 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

今回の条例改正上程させていただきましたこの職員定数の変更につきましては、議員からもお話があったように、まずは職員数の部分ということでの調整でございまして、やはり背景としましては、先ほど申し上げましたようにここ数年続いていた保育所内での事故でありますとか、また、だいたい茨城県においては改善はされてきているとは言いまして、待機児童の問題とかが全国的に、特に都市部を中心にまだまだ課題として残っていると。そういったところで、やはり、まずはその運営のなかの部分改善をしていかなければならないということが国の考えなのかなというふうに認識しておるところでございます。ですので、運営全般に関しましての費用が、果たしてこれで十分に足りているのかとか、そういったところの議論というのは、当然まだ残されているところだとは思っておりますので、今後、引き続きそういったところの給付金のほうの部分に関しましても、どのような形で改定されていくのかということが、国のほうでも示されておりますこども未来戦略のなかでも、そういったところが少しずつポイント、ポイントで増強されてきているところもあるように思っておりますので、その部分は引き続き動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○飯田議長 11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 大体課長が言われることはよくわかりますし、そのとおりであろうという

ふうに思っております。

大事なのは、これ町長にお尋ねしたいんですけども、いわゆるこういう形で保育所の、いわゆる子どもたちの取り合い、もう人数が本当に少なくなってくると、経営そのものが厳しくなっていく。こうなってきたときに、公立保育所の在り方というものが、民間ベースに対してどれだけの圧力を、圧迫をさせているかという、そういう議論が多分出てくるんだろう、出して当然だと思うんです。このあたりを今後どのように思いながら、この条例というものを提案されたかお尋ねします。

○飯田議長 国井町長。

○国井町長 坂本議員からは、大変前向きな、未来ビジョンのご指摘をいただきました。ありがとうございます。私の同一といいますか、同感、共感するところが多々あります。

一つには、基準が非常に緩和と申しますか、働く方々にとっては非常にいい意味でのこの改正につながったところでありますけども、果たしてこれに見合うだけの国から措置費が支払われるのかどうか、さらには交付税等々にしっかりと算入していただけるのか、そんなことを非常に私どもも危惧しているところであります。ということは、今、議員からもご指摘ありましたように、最終的にはそれぞれの民間保育所の経営にも関わってくる話でありますので、ただ、この1人頭のみ、要するに保育できる人数を少なくするということは、当然にして同じ人数であるならば保育士の数を増やさなければなりません。それだけの保育士が確保できるかどうかという地域の環境であるとか、さらにはこの地域を取り巻く情勢、人口減少社会にあっては、特に地方は厳しくなってきますので、その辺のところを持続可能なかどうか、そういうこともしっかり補追をしていかなければなりませんし、また、今申し上げておりますように、人だけ緩和して、一人一人みる人数を減らしていくわけですから、当然この人数、保育士の人数が増えるということは、その分のどこからか収入を得なければなりませんので、そのあたりが国・県、さらには我が大洗町でしっかりと対応することが可能かどうか、そういうことも見据えていかなければならないというのは、もう議員ご指摘のとおりでありまして、むしろ私は何かこう、全体のパイが減るなかで予算も減ってくる時代もくるでしょうし、これはもう起債していったり、国債をどんどん発行していけば、これは可能かもわかりませんが、真の意味での持続可能ではありませんので、これは未来永劫続く話ではありません。そうして考えますと、非常にこの議員と同じように危機感を覚えるのは、この条例からも読み取れるところだろうというように思っております。

そこで、前置きが長くなりましたけれども、議員言われるように、私どもでは公立の保育所一つ、さらには公立により近い形で社会福祉協議会が運営する保育所が一つと、二つございます。幼稚園のほうにつきましては、意味合いが違っても幼稚園につきましては今年度中で全て廃所という形になりますので、今後この二つの保育所をそのまま持続していくことがどうなのかということは当然にして議論すべきところでありまして、また、これまでも幾度もこの場で申し上げましたけれども、学校の在り方、小学校、中学校、この在り方についても議論をしなければならない。そして、将来的にいろいろな人口動態、そして子どものいわゆる生まれる数も含めて、子どもの動向などもしっかりと把握をしていく、補追をしていくということを考えた時には、どうしてもこの減

少の方向へ行くことを、好む好まざるとにかかわらず現実のものとして受け止めていかなければならないということを考えていった時には、当然にしてこの二つの在り方というのは、もう見えてくるんじゃないだろうかというふうに思っております。その前にも民間の皆さん方が、やめたということになってしまわないようにしていかなければなりませんし、このバランスというものをどうとっていくのか、これは私どもこの大洗町の行政だけで考えていく話ではありませんので、当然にして主役である子どもさんに対して、子どもたちに対して、どういうこの保育行政を継続していくことが適当であるのか、さらには住民の皆さん方のニーズがどこにあるのか、そして何よりも民間の保育所の皆さん方と真摯に向き合って、民間でもたくさんの方々も雇用されておりますから、そういう雇用されている保育所の保育士の皆さん方のいわゆるその生活の問題もございまして、そういうものも総合的に勘案して、私どもでもかもめ保育園、さらには第一保育所、それぞれ保育士を雇用いたしておりますので、そうした皆さん一人一人の生活、さらには人生というものもありますので、そういうことを総合的に一つ一つ具にしっかりと検証しながら、今後の在り方について、議員言われるようにいろいろと方針を示してまいりたいと思っております。これは当然にして、もう近い将来にこういうことを見直していかなければ、5年後、10年後住めればいいやということではなくて、仮に10年後、大きな変化を求めるのであれば、今からいろんな意味で激変緩和措置をとるなり、さらには方針をお示しして皆さん方との相互理解を深めるように、そんなことの説明責任もしっかり果たしていかなければならないと思っておりますので、これからも、特に議会の皆さん方には、こういう場をつくった際には、委員会なり検討会なりそういうものを設立した際には、是非議員の皆さん方にもその委員会にお入りいただきまして、それぞれ真摯な議論の下、より良い保育行政の継続を求めてしっかりと歩みを進めてまいりたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

○飯田議長 11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 ありがとうございます。町長の言われるとおり、MMT理論まで出ましたけども、いろいろ国の財政そのものも含めて今後の人口の変化というのは大きいものがあります。今回、私はですね、こういう流れの提案をいただくのであれば、更にそこに付随してですね、町独自の考え方、そういったものもですね、提案理由にはなくてもいいと思いますが、我々議決するのは、その案件について議決をするだけですけども、しかし、それに対する附帯のいろんな問題がありますよね。学童の問題どうなっているんだとか、いろんな問題があります。そこも含めてですね、担当課のほうには、今後ですね、こういったものがあつた場合に、我々の全員協議会においても、その総合的なものの提示というものをを出していただきたい、要望いたしますけども、今後のその子どもたちの数を考えても、民間圧迫というのは、これもう逃げられない。今、町長が言われたように、10年後、20年後って考えたら、もう今からやらないと本当駄目なわけですね。もうとにかく今から全て始まっていかないと、将来的には動くはずがないというのが前提だと思いますので、質問ではありませんけども、終わります。

○飯田議長 よろしいですか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第41号 大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、原案のとおり決しました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 続きまして、議案第42号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第42号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

20ページをご覧ください。

本案につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約を一部変更することについて、地方自治法の規定により、関係市町村と協議するため、議会の議決を求めます。

主な改正の内容といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の被保険者証は発行されなくなることから、規約中の被保険者証等に関する用語の整理を行うものであります。

以上、議案第42号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第42号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について質疑を行います。11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 3月31日を1月1日に改める、いわゆる我々もそうですけども、1月1日時点でどこの町村の人間なのかという課税対象になるわけですけども、この流れはですね、担当はどこでしたっけ——そちらですね、この流れをですね、詳しい背景をもう一つだけ、一つというかお尋ねしたいんですが、ここに書いてある理由だけではなくですね、こういうことがどのような変化をもたらすか。いわゆる各市町村、44市町村の負担率は変わりませんが、この1月1日になった時点でどのように変わってくる。また、更にですね、途中で変更になった、例えば引越しをされた、または収入が3月31日の確定申告で変わったと、こういう場合の変化というものは、いつの時点で再確認されるような制度になるのかお尋ねします。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 坂本議員のご質問にお答えいたします。

ページの23ページのところにあります別表2のなかでございしますが、まずこちらですね、市町村の共通経費負担金納入額算定に用いる人口および高齢者の算定基準を3月31日から1月1日に変更いたします。この負担金です納期がですね、4月24日と規定されているため、事務の作業のほうにタイトなスケジュールになっておりまして、そちらをですね3カ月繰り上げることで事務の作業の時間を確保するというものでございます。

こちらですね改正のほうなんですけど、議会ですね議決をいただきまして、そちらをですね県のほうの議会のほうで議決されまして、8月の中旬頃に議決になるのかと思います。それ以降ですね、この新しい規約のほうでしていくということでございます。以上です。

○飯田議長 11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 はい、わかりました。今の雑駁な答弁である程度はわかっているんですけども、ここで一つですね、私、具体的な例として一つお尋ねしたいんですけども、いわゆる被保険者が保険料の変更というものは4月1日を境に、いわゆる収入によって変わります。または、資格がなくなる方もいます。例えば引越しをするとか、います。こういった方々が、この1月1日になることによって基準値が変わるとか、または収入に関するものがどのように変わって、負担率、例えば収入が上がったから1割から2割になりますというような方々が、この1月1日の時点でその算定根拠になっているのかどうか、それはやはり今までどおり3月31日、または4月1日からの切り替えで同じようにやっていくのか、このあたりはどうなのか。そしてさらに、マイナンバーカードができ上がれば、できてしっかりすればですね、その資格が消失した時に、すぐにその異動がわかる。比較的監査をやっている時に問題だったのが、資格が無いにもかかわらず使ってしまった。その後の請求ができないというのが結構連合のほうで困ってました。このあたりは今回の変更でどのように変わっていくのかお尋ねをしたいと思います。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 坂本議員の再度のご質問にお答えいたします。

このですね、日にちの改正でございしますが、人口のほうの算定の基準が変わるということであって、その人数で負担金の額を出すという方向ですので、こちらですね高齢者の方ですね、そういう所得状況とかは、また別な話かと思えます。以上です。

○飯田議長 11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 わかりました。いや、もうそれはわかっているんです。それを担当者として、今どこまで把握されて、私の今の質問に対して、どういう問題がそこにあるかということを確認したかただけなんです。このあたりの問題というのは、内部では結構いろいろ議論されますけども、なかなか払拭されない問題でして、必ずその問題がずっとついて回る問題なんです。資格消失と、途中からの1割から2割に変わる人とかって、そういう問題というのがありますので、今回この議決の内容はまた別個ではありますけども、担当としてはね、もう少し突っ込んでですね、すぐにその答弁がわかりやすくなるようなことまで踏み込んでいただきたい。終わります。

○飯田議長 ほか。よろしいですか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第42号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、原案のとおり決しました。

○飯田議長 ここで暫時休憩いたします。なお、会議再開は午前11時15分といたします。

(午前11時03分)

○飯田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第5、議案第43号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第43号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

まず、1ページをご覧ください。

令和6年度大洗町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ979万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億1,772万8,000円とするものであります。

6ページをご覧ください。

歳出の主な補正内容についてご説明申し上げます。

2款総務費の一般管理費につきましては、10月から実施されます児童手当の制度改正に対応するための給与システム改修委託料66万円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金で賄われます。

続きまして、港湾振興費につきましては、大洗港振興協会においてクルーズ客船歓迎イベント

に使用する音響機器を購入するにあたり、ウォーターフロント協会の助成金の対象となることから、大洗港振興協会補助金として30万円を追加計上するものでございます。

続きまして、3款民生費の児童措置費につきましては、総務費と同じく10月から実施される児童手当の制度改正に対応するための児童手当システム改修委託料264万円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金で賄われます。

続きまして、7款商工費の観光費につきましては、いばらき観光キャンペーン推進協議会による「新観光プロジェクト応援事業」を活用し、ナイトタイムコンテンツを創出する費用として、委託料350万円を追加計上するものでございます。

財源につきましては300万円が県支出金で賄われます。

続きまして、8款土木費の都市計画総務費につきましては、防災集団移転に関する専門的な知識と技術を持つ支援員を配置する費用として、報酬および旅費を合わせまして135万7,000円を追加計上するものでございます。

7ページにお進みください。

10款教育費の外国語指導助手配置事業費につきましては、地域の国際交流に基づいて招致した外国語指導助手（ALT）が普通交付税措置の対象となっておりますが、総務省の指導により「市町村で直接任用していること」という条件が明確化されたことにより、当初予算で委託型として計上していたものを人件費へ、節の組み替え補正をするものであります。

続きまして、博物館費につきましては、茨城アトライン協定に基づいた特別展を開催する費用として、委託料など合わせまして133万8,000円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、博物館入館料20万円、大好きです大洗基金繰入金113万8,000円で賄われます。

4ページにお戻り願います。

上段の歳入をご覧ください。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、使用料及び手数料20万円、国庫支出金330万円、県支出金300万円、繰入金113万8,000円、繰越金185万7,000円、諸収入30万円を追加し、歳入歳出それぞれ979万5,000円を追加補正するものであります。

以上、議案第43号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第43号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。10番 勝村勝一議員。

○10番 勝村勝一議員 6ページの土木費、報酬、防災集団移転促進事業支援員報酬ということでお尋ねをいたします。

支援員ということで、どんな形でこれを支援するのか、移転の方の支援だと思いますけども、

どんな形であれですか、ちょっとお尋ねします。すみません。

○飯田議長 田中秀幸都市建設課長。

○田中都市建設課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

防災集団移転促進事業支援員ということですね、5月1日から来年の3月31日までという任期ですね、こちら対応していただく業務というところで、実際にこちらですね、国と県、今現在協議のほうを行っているんですけども、そちらのですね技術的というか専門的な協議になりますので、そちらの支援、またですね、地域との連携、まちづくりというところで、地域に実際に用地交渉入ったりというところまではいかないんですけども、その全体的な流れとかそういったところで、どういうふうにやっていったらいいのかとか、そういったところの業務のほうの支援を行っていくというところがございます。以上です。

○飯田議長 10番 勝村勝一議員。

○10番 勝村勝一議員 再度お尋ねしますが、これ何名で、5月1日から来年の3月31日までということで、あと、国・県のきつとシミュレーションして、きつとあるかな。提案してやっていくのかな。そういう認識でよろしいんですかね。人数と、今言った計画を立てて、バックアップ、もしかすると住民の方に集会開いた時に説明もきつとされるのかなと思いますけども、そんな認識でいいんですか、課長、すみません、再度の答弁をお願いします。

○飯田議長 田中都市建設課長。

○田中都市建設課長 再度のご質問にお答えいたします。

こちら人数につきましては1名の配置ということになってございます。

業務のほうですね、実際に国との協議ということで、現在ですね防災集団移転促進事業の事業計画というものを国のほうに提出しております。そちらのやり取りがですね、結構頻繁に発生しておりますので、そちらの実質的な支援をいただいているというところと、あとはそういった説明会のなかでですね、住民の方と一緒にですね、勉強会というような形でやっていきますので、そちらのほうに入ってですね、実際に運営をしていただくというところになってございます。

一応、人物的なところでですね、県のOBの方でですね、県の都市計画課、整備課などですね歴任していただいて、都市計画にですね専門的な知識を有する方ということで採用しております。以上です。

○飯田議長 10番 勝村勝一議員。

○10番 勝村勝一議員 県の退職されたOBの方ということで、こういう防災関係の専門家だと思ってますけども、集団移転のほうもちょっとお尋ねしますが、どのぐらい進んでるでしょうか。すみません、宜しくお願いたします。支援員の方は月に何回ぐらい稼働をするのか、ちょっとお尋ねします。すみません、宜しくお願いたします。

○飯田議長 田中都市建設課長。

○田中都市建設課長 再度のご質問にお答えいたします。

勤務といたしましては、月4回、大体週に1回というところで考えてございます。

実際にですね、今の防災集団移転の現状というところで、先ほど言った防災集団移転促進事業計画のほうを国のほうに提出しております、そちらのほうの大臣同意のほうを待っているというような状況です。その同意が下りましたら、実際に地域のところに用地交渉というような流れでございます。また、今月ですね、6月26日にですね一応そちらのほうの住民の方向けのですね説明会、あとは講演会を含めた地域まちづくりの勉強会というものを実施する予定でございます。以上です。

○飯田議長 2番 石山 淳議員。

○2番 石山 淳議員 今の防災集団移転の件で再度お伺いをいたします。

確認ですけれども、今の事業計画の国土交通省に出している認可というのは、その全体の計画の認可なのか、それとも、その査定が終わった、昨年度終わった21件でしたっけ、査定が終わったとこの事業認可なのか、お伺いいたします。

○飯田議長 田中都市建設課長。

○田中都市建設課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の認可につきましては、全体、72戸について同意の計画のほうを出しております。以上です。

○飯田議長 2番 石山 淳議員。

○2番 石山 淳議員 全体ということで、それで個別には、5世帯で一つの括りというのがあるんですけども、全体で認可を取れば、再度のその5軒に1件に対する許可は取らなくていいっていうような内容でよろしいでしょうか。

○飯田議長 田中都市建設課長。

○田中都市建設課長 再度のご質問にお答えいたします。

今現在、国のほうにですね、ちょっとそういった事業計画の全体のほうを投げておりますので、今後のそういった個別の流れというところは、再度ですね、国との調整で必要なのかどうかというところは確認したいと思います。以上です。

○飯田議長 9番 今村和章議員。

○9番 今村和章議員 7ページのですね、博物館費ですね、先ほど町長の説明でですね、アート作品ということで説明がありましたけども、どのような展示会を催されるのか、まず説明をお願いしたいと思います。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 今村議員のご質問にお答えいたします。

今回、特別展として計画をしておりますのは、廣澤美術館のほうでお持ちになっております『東海道五十三次』ですね、こちらのほうを2セットほど借りてですね、9月5日から10月1日まで約1か月間、幕末と明治の博物館のほうで展示をしたいということで今企画をしております。以上です。

○飯田議長 9番 今村和章議員。

○9番 今村和章議員 私がちょっとアート作品とって思ったのがですね、いろんな地域でアート作品、素人の方が持ち寄ってですね、そういうものをやるのかなと思ったんですけども、借りてき

てやるということでもありますので、私も広重大好きですので見させていただきたいなと思いますけども、展示終わった後にですね、何か残るものっていうのが私必要だと思うんですよ。何か毎回毎回その一時的な展示で終わってしまって、それで流れていくっていうのが、何か今までも博物館のやり方かなと思ってますので、何か足跡を残すじゃないですけども、何かそういうことって考えられますでしょうか。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 今回ですね、茨城アトライン協定ということで、廣澤美術館をはじめとして境町、筑西市、笠間市と協定も結んでおりまして、相互にですね地域の文化振興や経済活動に寄与するためということでの協定でございます、まずは廣澤美術館のほうからですね美術品を借りて展示をするということで、まず一番最初の協議会の活動ということで予定をしております。

今村議員おっしゃるようにですね、展示が終わった後、何か残るものということなんですけども、今回、作品を展示して皆さんに見ていただく、あるいは博物館のほうに足を運んでいただくということで考えておりますので、その後、残るもの、どういったものができるかについてはですね、ご意見を踏まえまして今後ちょっと検討させていただきたいと思います。以上です。

○飯田議長 ほか。8番 小沼正男議員。

○8番 小沼正男議員 6ページなんですけども、新観光プロジェクト応援委託事業料って、これどういうものなのかちょっとご説明をお願いしたいと思います。

○飯田議長 長谷川満商工観光課長。

○長谷川商工観光課長 それでは、小沼議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回提案させていただいております新観光プロジェクト応援事業の主な内容でございますけれども、こちらは、いばらき観光キャンペーン推進協議会の支援事業の活用を想定した内容でございます、具体的な内容で、名称はまだ仮ということですが、「(仮)月あかり 潮騒とともに五感で楽しむ ひたちの国ディナー」ということで仮の名称を付けさせていただいておりますけれども、こちらはですね、本町の課題でもあります海の資源の新たな活用、それからナイトタイムコンテンツの創出といったところで、月明かりのきれいな、今のところ9月頃を想定しておりますけれども、そちらに大洗海岸のほうで特別なディナーのほうを、ひたちブランド食材を使用したディナーのほうを開催して夜のコンテンツの創出を図ってまいりたいといった事業でございます。以上でございます。

○飯田議長 8番 小沼正男議員。

○8番 小沼正男議員 今、県のほうからもそういった、行政のほうからもこれから進めていくということなんですけれども、大洗は本当に観光地としてね、サンビーチとかいろいろな名所あるんですけども、一番はね、観光でいかにして雇用が生み出せるかというようなことが重要だと思うんですよ。そういうなかで、こどもの城の跡とか、それから、今、ホテルができるっていうような話のなかで最近全然話が見えてこないんですけども、その辺ってどうなってます。

○飯田議長 海老澤督まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 小沼議員からの観光と雇用というご質問でありますけれども、なかなかまだそのコロナが開けて、具体的な動きというのが出てきてないところはあります。今おっしゃった新しいホテルの建設もですね、私が知る限りでは、その会社が本来であればもっと前の時期に建設工事を始めるということで資料のほうは公表していたんですけれども、今、現実的にはまだ動いていないというところですので、いろいろな要素がまだあって進んでないものと、そのように思います。以上です。

○飯田議長 8番 小沼正男議員。

○8番 小沼正男議員 人口が減少しているなかでね、これから本当にいかにして町としても人口を増やしていくかというなかでは、やっぱり雇用の場というのが一番大事だと思うんですよ。そういったなかでは、観光に一生懸命力を入れていくというのは、その交流人口が増えていくのはいいんですけれども、やっぱり定住人口をいかにして増やしていくか、それはやはりこの観光地としてのそういったところをまちづくりとしても、もう少し業者にプッシュしながらぜひとも進めたいなと、こういうふうに思ってるんですけども、町長にちょっとお聞きしたいんですけども、今後の本当にこの観光の進め方、これってどういうふうな考えを持っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○飯田議長 國井町長。

○國井町長 まさに議員ご指摘のとおりでありまして、観光の振興を図るということは、町全体の飛躍を求めることでもありますので、私ども、ほかにもいろんな産業がございますが、大洗って言えばやはりこの海、魚でありますから、そういう意味では、しっかりこの観光を推進することによって我が町の飛躍、そして持続可能性を追求していきたいと思っています。

そして、今おっしゃるように、民間の投資でありますけれども、私も前々からここで申し上げておりますとおり、民間の投資がしやすい環境をしっかりと整備していきたいと思っています。なかなかこの小さい自治体ですから、例えば横浜とか東京とかそういう大きいところだと、アクセルを踏むことができるんですが、私どもで多額の補助金を出すとかそういうことは現実的ではありませんので、むしろこのブレーキ役にならないように、東京であるとか横浜であるとかつくばであるとか水戸であるとか大きい自治体と比較した時に、この優位性というものは何かと考えていったならば、これは当然このイエス・ノーの返事を早くできるということでもありますし、また、何よりも規制をしっかりと緩和することによって、いろんな投資が呼び込めるような、そういう環境をつくってまいりたいと思いますので、またその際にはいろんな議員の皆さん方にもお諮りをして、ご相談をしながら進めてまいりたいと思っています。

今、少しこの足踏み状態であります一つのホテルがありますが、これも確実にやるというようなお話もいただいておりますし、また、私のほうにも、まだ打診の段階でありますけれども、今所有しているところを旧の、例えば学校ではありませんけれども、旧の施設があって、それが稼働していないなかで、これからそれをリニューアルをして新しいホテルとして進めていきたいというような話もいただいております。また、こどもの城に関しましても、私どもでは県のほうといろいろなやり

取りをして、近く議員の皆さん方にもいいご報告ができるように、私どもこれからも進めてまいりたいと思っておりますので、まさに議員言われるように、この関係人口を増やすというなかで一番やっぱり根底となることは、昔から言われておりますように定住人口をどうやって増やすかということに尽きると思っておりますので、しっかりそうした歩みを強めていくことによって、町の持続可能性を追求していきたいというふうに思っておりますので、これからもご指導のほど宜しくお願いいたします。

○飯田議長 11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 3点ほどお尋ねをしたいんですが、今回の提案のなかに、6月議会ではありますけども補正という形で、ウォーターフロント協会の助成金が30万、または大洗港の振興協会に30万という金額がこの6月議会という形で上がってきております。現在のこの協会の事務局ないし活動報告、活動状況というものは、どのようになっているか、まずお尋ねをするのが一点であります。

例えばですね、その昔、ウォーターフロント協会そのものっていうのは、国交省の方が入って、ウメザワさんだと思いますけども、横浜みなとみらいを手がけた方が入っていたりとか、大洗町のウォーターフロント計画をどういうふうにするかと、結構壮大な計画が昔はありましたけども、今現状どのようになっているのか、そして、機能しているのかどうかというのをお尋ねをしたい。また、そこに付随して、協会のほうが、振興協会がどのように関わっているのかを、まずお聞きしたいと思えます。

さらにですね、外国語指導——いわゆるALTの話ですけども、以前に町長がフィリピンの方をALTとして迎え入れる、それに対してある一定の人数に到達、人数が先なのかどうか分かりませんが、国の補助なのか、交付金の形なのか、半分ぐらい出ますよみたいな話があったと思うんですけども、今回のこのいわゆる委託料からいわゆる直接雇用になった場合に、どのような変化があるのか、また、そこに変化はあるなしは全く関係ないのかどうかをお尋ねをしたいと思えます。

この3点になりますかね、ここをお尋ねをしたいと思えます。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 ウォーターフロント協会からの支援ということで、先ほど坂本議員からお話あったとおり、平成19年に大洗港ウォーターフロント開発計画、これを当時、おっしゃっていただいたウメザワ先生らがですね入っていただいて計画を作ってまいりました。その後ですけども、なかなか国有海浜地という特殊な事情等もありまして、実際に開発等までは至ることはなかったんですけども、今、新しい今度茨城港の港湾計画を策定するにあたって、県のほうで長期構想をこれからまとめていこうというような運びになっております。そのなかで大洗港の役割としては、やはり人流と物流がそれぞれ賑わう港としての位置付け、これをしっかりとですね、これから構想のなかでも位置付けながら、利用しやすい港湾の環境の整備、そういったものに取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

それと、大洗港振興協会そもそもの事業ですけれども、主にはクルーズ船の来た時のですね歓迎のイベントであったりとか、当然ながら岸壁の警備であったりとか、様々な活動をしているところでございます。今回もウォーターフロントのこの30万円の助成金を使って、課題であった音響がですね、どうしてもこちらから海のほうに向かって音を伝えるってなかなか難しいところもありますので、しっかりそういうところをPRしながら活動して大洗のこの魅力を乗船客の皆様にも伝えてまいりたいと、そのように思っております。以上です。

○飯田議長 深作教育次長兼学校教育課長。

○深作教育次長兼学校教育課長 外国語指導助手のですね交付税の算定の考え方でございますけれども、現在活用しているプログラムにおきましては、何人措置しているかということでもありますので、その委託から直接雇用が変わっての変更はございません。

○飯田議長 11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 ありがとうございます。ALTに関しては、財政の背景は変更なしということですね。確認をさせていただきました。

さらにですね、ウォーターフロント計画、本当に昔はですね壮大な計画がこの大洗町、また、茨城県を中心としてあったわけです。今の知事さんも、たぶんいろんな絵を描いておりますけど、町長室にありましたけども、ああいう形、今後どういう形、どういうふうになっていくのかって大事なことだと思うんですけども、一つ私がお尋ねしたいのは、もう内容については大体理解しておりますからいいんですが、何故6月議会なのかということですよ。結局として、もともとそれが町予算の中に始めから組み込まれるであろう協会二つですよ。それが6月だということの背景は、どういう背景で今になったのか。もともと計画案、もうそもそもないんで、ちょっと一休みしたのかなという感じを受けるんですけども、そういうことではない、初めから、それともこの時期が適切なものなのかどうか。でも、普通大体3月に予算しますよね。そのあたり、何故なのかをお尋ねをします。

○飯田議長 海老澤まちづくり推進課長。

○海老澤まちづくり推進課長 坂本議員の再度の質問にお答えをいたします。

このウォーターフロント振興支援事業なんですけれども、申請が2月の頭になっております。どうしてもそうなってくると、当初予算でも組むことができずにですね、今この時期になっていると。過去にもウォーターフロントの補助金をいただいた時も、やはりこのぐらいの時期であったと、そのように認識しております。以上です。

○11番 坂本純治議員 終わります。

○飯田議長 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第43号 令和6年度大洗町一般会計補正予算（第2号）について、原案

のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、原案のとおり決しました。

◎議案第44号および議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 期きまして、議案第44号 令和6年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第45号 令和6年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第44号および議案第45号につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

議案第44号 令和6年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ342万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を18億4,850万2,000円とするものでございます。

11ページ下段の歳出をご覧ください。

1款総務費の一般管理費につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けて行う事務費として、被保険者へ加入者情報等を送付する費用や、制度改正システム改修委託料等を合わせまして342万8,000円を追加計上するものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金で賄われます。

続きまして13ページをご覧ください。

議案第45号 令和6年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的収入及び支出について、資本的収入の予定額を2億1,000万円追加し、補正後の予定額を3億3,205万7,000円とし、資本的支出の予定額を2億2,000万円追加し、補正後の予定額を4億4,766万9,000円とするものであります。

また、既定の地方債に2億1,000万円追加し、3億1,800万円とするものであります。

14ページをご覧ください。

下段の支出につきましては、3月に漏水事故の発生した石綿管について、耐震管であるダクタイル鋳鉄管への布設替え工事を行う緊急整備費用として2億2,000万円追加計上するものでございます。

上段の収入をご覧ください。

支出を賄う財源といたしまして、企業債2億1,000万円を追加し、不足する1,000万円については過年度分損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

以上、議案第44号および議案第45号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○飯田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより議案第44号 令和6年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。11番 坂本純治議員。

○飯田議長 11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 二つ一緒ですよ。今。

○飯田議長 いや。

○11番 坂本純治議員 一本一本、失礼いたしました。じゃあいいんです。

国保の質問をまず先にとにかくあれなんですけども、今回これを国のほうの変更でいろいろ上がってきておりますけど、先ほど来からもいろいろ話がありましたけども、時期的な問題、日程的な問題やそういった問題も含めてなんですけども、もう少し詳細に説明をいただきたいなというふうに、今回のこの補正のほうも含めてですね、詳細をいただきたいなと思います。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 坂本議員のご質問にお答えいたします。

マイナ保険証へのですね移行のほうでございますが、まずですね、12月2日をもちまして保険証の発行というのが終了になります。それでですね、大洗町の国保のですね保険証といたしましては、今回ですね8月に新しく発行いたしまして、その期間がですね7月一杯ということで、来年度の7月までの保険証になりまして、その発行済みの保険証というのは1年間有効という経過措置がありまして、7月末まではその古い保険証を使うことができます。マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナンバーカードのほうを保険証のほうに紐付けしていない方はですね、病院に入る時に使えるかどうかということになりますけど、そちらですね資格確認書というのをですね、新しく発行いたしまして、そちらをですね病院のほうで提出いただくようになります。そちらのですね資格確認書を発行するですね作業とか、あとは資格情報のお知らせというのをですね、9月頃に発送いたしまして、あなたのマイナンバーカードの番号と資格情報ですね、そういうのを合わせた通知をお知らせするというのを今回の補正におきましてシステム改修と、あと個人個人に郵送する郵送料ということでございます。以上です。

○飯田議長 11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 ありがとうございます。全員協議会でもちょっと私申し上げましたけども、今のマイナンバー加入率が80%台、国もそうですけども、残りの17、8%ぐらいですか、まだ加入されていない。または今後、加入しないであろうという見込みが考えられます。この方たちが、そうしますと、1年間しか使えない保険証でその後どうなるか。資格証明発行していただくということでもありますけども、じゃあその次の年どうなんだということも、後期高齢者も含めてなんですけども、そこの問題っていうのは、国もまだ整理されていない。なおかつ市町村に下ろしてくる。この問題提起を私は前回しました。たぶん現場が一番大変だろうと思うんですよ、皆さんが。国にはやれと言われる。議会からはやるなと突き上げられる。そういう状況がね、どこでもあると思うんですよ。現実ですから。しかし、何とかその裁量権がないのかって前にもお尋ねしましたけど

も、裁量権という問題が町独自にできないのか。今、国民健康保険も後期高齢者、全県の形はとっております、国保も。しかし、地域ごとにまだまだ、予算措置は地域ごとにまだやっております。国保に関してはですね。そういう流れのなかで、裁量権ってどこまであるのか。この間、全協では無いという話を聞きましたけども、こういう議会の場で、是非もう一度お尋ねをしたい。そのあたりはどうなっているかお尋ねしたいと思います。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 再度のご質問にお答えいたします。

資格確認書のほうですが、国のほうでは最初1年間と言っておりましたが、その後に5年間に、決定するとは言ってませんが、延ばすみたいな話も下りてはきておりますが、そこは確定してない状況なんですね。そのなかでですね、やはり本当に病院にかかれないうことは大変なことだと思いますので、その辺ですね、裁量権というのかどうなのかちょっと難しいんですけど、やはり国のほうにですね、きちんとしてもらいたいということで要望はしていきたいと思います。以上です。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 議員のご質問にお答えいたします。

法体系の立場からご説明いたします。

今回のマイナンバー法の改正というものはですね、ある意味上位法の改正でございますので、このマイナンバー法によりまして必要な事項は限られた範囲で条例化しなさいということですので、現場、議員おっしゃるとおり、これは現実的に12月2日でばしっと切り替えられるのかって言えば、やっぱり現場は大変だとは思いますが、ここに町の裁量権があるかないかというお話になれば、上位法の改正ですので、そこは町の裁量権がありません、本当に、はい。上位法の改正によって日付が決められたものに対して、行政としてはそれに向かってですね課題を整理して、住民の方のご理解を得ながらですね、できるだけ多くの方がですね12月2日ですか、マイナンバーカードが保険証になるという制度に対応できるように、担当課としては努力が必要なんだろうと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。宜しく申し上げます。

○飯田議長 11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 ありがとうございます。先日の全員協議会で確認はしておりますけども、やはりこの議会という場で正式に今答弁をいただきました。やはり全員協議会でやる分には表に出ません。ですから、そういうところもはっきりとですね、この場で、議会中心主義でありますから、この辺をしっかりと確認をさせていただきました。ありがとうございます。終わります。

○飯田議長 10番 勝村勝一議員。

○10番 勝村勝一議員 課長、すいません、関連で申し訳ありませんが、八十数%いったということで、あと十何%、最初のうちは、あれポイントを加算されたよね、3万円だか5万円だか幾ら。2万円。もう今はないんだね。町として、そういう裁量なんてできねえのかな。あと十何%だから、再度、そういう予算を取っていただいて、最後の十何%やれないかなと思ってますけども、課長、

いかがですか。

○飯田議長 小沼住民課長。

○小沼住民課長 勝村議員のご質問にお答えいたします。

マイナカードのほうですね、80%近くになってきておりますが、やはりなかなかマイナカードのほうですね、やりたくないという方もおりますし、あとやはり、病院とかに、施設とかに入っております、なかなか来れないという方もおりますので、そういう施設の方にはですね、こちらからアプローチしていつか何とか入っていただくという、そういう形はとっていきたいと思っております。

それとですね、町としてのポイントというか、そういうのはちょっとですね、これからですね財政のほう等もありますので、ちょっと考えていきたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

○飯田議長 10番 勝村勝一議員。

○10番 勝村勝一議員 課長、すいません、無理なお願いかもしれませんが、そういう方策も必要かなと思ってますし、何かできればね、やっていただければよろしいかなと思って要望で終わりますけども、あと十数%だと、そうすると100%いくんだよね。なかなか難しいでしょうが、嫌な人もいるみたいだから、絶対作らないという方もいるみたいなんで、他国行くとみんな持ってんのね、1枚で。全部そこに入ってるのね、データが。それを考えれば、日本人ちょっとね、意固地なのかな、何だかわかんないけど、全部ね、自分のことがわかつちゃうという気持ちもあるんでしょうけど、日本国民としてはそれは仕方がないことかなと思ってますし、これからね、人口もどんどん減ってくるし、数十年後には今の半分、7,500万か8,000万人ぐらいに、きっと日本人なりますよ。ただし、国土からいうと、その数が大体よろしいかなと。今1億3,000万人いるけども、考えれば、そこら辺が日本の国土からいうとよろしいかなって僕なんか思ってますが、まあそれもこれからいろんな部分でね、労働力不足になりますけども、農業関係非常に厳しい。あと、漁業関係も厳しいということで、できればそういう方策をもつていただいて、マイナンバーカードのほうを宜しくお願いしたいなと思います。答弁いいですよ。要望で終わります。終わります。

○飯田議長 よろしいですか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第44号 令和6年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第45号 令和6年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。10番 勝村勝一議員。

○10番 勝村勝一議員 課長、すいません、全協のほうで説明受けたんだけど、配水管の漏水が

あって、補正だと思いますけども、今どんな感じで進んでいますか。この間、計画設計してるということなんで、どこら辺まで進んでいるか。早くやっていただかないと、これから梅雨に入って地面もだいぶ浸透して重くなる。もしかしたならば、もしかしたらね、夏前に、またこの配水管の漏水のことが起きる可能性を秘めてるかなと思ってますし、配水管、あと24キロ残ってます。全体的で131キロ、132キロかな、大洗町ありますので、早急にやっていただかないと1万6,000人の住民が非常に困窮するということなので、今どこら辺まで進んでるかお尋ねいたします。

○飯田議長 大塚 学上下水道課長。

○大塚上下水道課長 勝村議員のご質問にお答えいたします。

今の進捗状況でございますけども、5月下旬にですね工事の入札のほうを行いました。業者のほうを決定いたしまして、現在、材料等をですね、その辺の準備のほうを進めております。順調にいきますと、まず12月一杯で何とか工事のほうを終われそうだとということで、工程のほう上がってきておりますので、早急に完成を目指した努力したいと思います。以上です。

○飯田議長 10番 勝村勝一議員。

○10番 勝村勝一議員 わかりました。5月に終わったと、契約が。12月、約半年、ただ、今、材料がね、非常に厳しいかなと思ってますけども、その点のあれはよく詰めてます、課長。夏場はいいですよ。ただ、梅雨もちょっとおっかない。これから9月、10月ぐらいまでは台風の時期になります。地面が重くなる。ということは、破断する可能性があります。そこら辺のとも十分注意していただいて、早急に、12月までと言わずに、できれば前倒しで10月かそこら辺までにできるようなことをお願いしたいなど。早くやってやればよかったんですが、なかなかそこまで進まなかったんで、進みませんでしたので、非常にお金かかります、これ。大変な事業だと思いますけども、課長、鋭意努力ですいません、宜しくお願ひしたいなど。業者も大変でしょうが、これ、配水管が漏水した時に非常にね業者にお世話になりました。その点は非常に感謝してますし、あの時ちょうど雨が降ってましたんで、そういうことも考えて、早急な対策をとって、今後とも事業を進めてやっていただきたいなと思いますけども、何かあればお願ひしたいなと思いますが。

○飯田議長 大塚上下水道課長。

○大塚上下水道課長 勝村議員のご質問にお答えいたします。

確かに配水管布設工事自体、本管の工事自体は12月までかかるという話なんですけども、その前にですね、やはり今回のような事故が起こる可能性があるというところから、現在、仮設バルブというものがあるんですが、漏水事故の場合ですね、どうしても水のコントロールができなくてバルブ操作に時間を要したというところがありますので、その仮設バルブをですね先行に手配しまして、それを設置して、万が一起きても影響範囲を小さくするよう今、対策を考えております。以上になります。

○飯田議長 10番 勝村勝一議員。

○10番 勝村勝一議員 最後になりますけども、仮設バルブを作るということで、装備するというところで理解しますけども、本当に厳しい状況になると思いますけども、宜しくお願ひしたいなど。材

料が早く入ってきてくれれば工事着手できるでしょうけども、宜しく願います。終わります。

○飯田議長 2番 石山 淳議員。

○2番 石山 淳議員 間もなくですね、夏の観光シーズンに入っていきます。毎日の日々の供給配水量ですか、町の配水量が6,000トンか7,000トンぐらいだと思います。夏の繁忙期になると、それが2倍になって1万4,000トン供給するような形になるかと思えますけども、一番心配なのは、やっぱり濁り水ですかね。この間も、先日も、3、4日前ありましたけども、濁り水対策ということで、ひとつその水道課の人員の問題があると思うんですが、今の人員でまず足りているのかどうか一つですね。あと、これ私からの提案ですけども、水の需要期だけでもですね、例えばその水道対策のチームみたいなのを作ってですね、この間の3月12日の漏水の時には全庁挙げて、國井町長を先頭にしてですね対応していただいたということなんですけども、そのぐらい大変なこの間の漏水の件ですけども、その2点をちょっとお伺いいたします。

○飯田議長 大塚上下水道課長。

○大塚上下水道課長 石山副議長のご質問にお答えいたします。

まず、人員の話なんですけれども、現場サイドから言わせるとですね、やはりどうしても日々の漏水、そういった今いろいろ広域化の検討等もやっておりますので、足りているかと言われると、できれば人が欲しいかなというのは正直なところなんです。その不足をですね、どうにか、例えば外部委託とかそういったものでですね補っていくというものが一つだと思っておりますので、人員に対してはそういった手当てをしていきたいと考えております。

もう一つの維持管理のチームのお話だったんですが、人員的に限られておりますので、何かあった時にですね対応できるのかということもありますので、例えば観光組合の協会さんとか、建設業協議会さんとか、そういったところでですね、夏場のどうしても流速が変わって濁りが出やすい期間というものはですね、例えば洗管作業を先行してやるとか、泥はけをやるとか、そういった作業手順あるんですけども、そういったものに協力していただけるかどうかちょっと検討していきたいと思っております。以上です。

○飯田議長 2番 石山 淳議員。

○2番 石山 淳議員 濁り水が出ると洗管、今言われるように洗管対策ということで、水出し作業があると思います。これも夜中中ちょっとやっているということで、そうしないと濁り水がなかなか解消されないということなので、なかなかその水道課の人たちだけで対応するのはちょっと難しいというところがあると思いますので、その辺は大塚課長のおっしゃるとおりですね、人材の適切な応援をいただいて、その洗管作業にあたっていただきたいと思います。

あと一つですね、これ、この間の全員協議会で主要な管を20年ところを10年で工事を進める方針が示されました。現在ですね、町のこの水道の工事って指定業者がやると思うんですけども、この指定業者の数がちょっと足りないんじゃないかなというような私思いがあるんですけども、この間も、今回この補正で出てる2億2,000万は、450mの緊急ということでやるんですけども、その後、1次、2次、3次と出てますよね。あれも距離が、ちょっと今度、今回は450mですけど、一時何か2、

700みたいな、3キロ弱ありますので、工事業者が何か足りないんじゃないかなって思いますが、今の町の指定業者というのは何社あって、この業者が足りない場合には、こういった形のことを考えているのかお伺いをいたします。

○飯田議長 大塚上下水道課長。

○大塚上下水道課長 議員の質問にお答えいたします。

確かに業者さんが今5社になったんですけども、春の段階で5社に減ったわけなんですけど、1社ですね、協力したいといったところがありますので、まずは今6社で運用をしているところがございます。そのほかにもですね2社ほどですね、水道のほうにも事業として進めていきたいという会社さんも出てきているようなので、できれば会社のほうをですね増やしてですね、円滑に工事を進めるような体制をとっていきたいなどは考えておりますけども、あくまでも組合さんに入らないと、加入しないと、何やらその工事ができないようなこともあるようなので、その辺はちょっと協力しながら調整していきたいと考えております。以上です。

○飯田議長 2番 石山 淳議員。

○2番 石山 淳議員 この間の緊急の時も2社の業者さんに大変お世話になって、先ほども勝村議員のほうからもありましたけども、大変な作業だったということなので、この業者さんの選定というのは非常に重要だと思います。また、漏水がいつ起きるかわかりませんので、その辺の業者選定をきちんと日頃からしておいていただかないと、緊急時に対応できないのではないのかなというふうに思います。

それと、やっぱり先ほど最初に言ったとおり、夏の繁忙期の濁り水に関して、やっぱり心配だなというところありますので、これはね、どうしてもその原因がちょっとわからないというところの側面があって、原因がわかれば当然ながら濁り水が出ないんでしょうけども、原因が一つわからないということで、これは全くもって難点なことになると思いますので、その辺のことを十分に加味した上で適切な水道課の人員の配置ですね、をお願いしたいと思います。以上です。

○飯田議長 9番 今村和章議員。

○9番 今村和章議員 今回の予算措置を見まして、早急に作業のほうね進めていただきたいというのが先ほど両議員からもありましたけども、事業会計ですので、実際にはこの事業内での予算、そして今回もその起債をですね、上限を増やしましてやるということですから、もう本当に予算的にも大変厳しい状況かなと思っております。ですので、この部分をですね、起債でやらざるを得ないんですけども、国への要望、対応というのは、今後どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○飯田議長 大塚上下水道課長。

○大塚上下水道課長 ご質問にお答えいたします。

確かに企業会計で、今回はですね2億1,000万の企業債ということで、起債で賄っている状況でございます。それが大きくなるとですね、どうしても減価償却という形で3条予算のほうに乗ってきてまして、料金値上げといったところになってきます。なので、次年度以降はですね、例えば今、

検討しております広域連携のほうの国の交付金の活用ですか、そういったものがあるのかどうか。また、単独経営でいった場合でも、国の交付金があるのかどうか、そういったものを今検討しております。次年度以降はやっぱり事業費がかなり大きくなってきますので、国の交付金を使うのは、もう必須となっておりますので、その辺どちらか使えるようなのかどうか検討してまいりたいと思っています。以上です。

○飯田議長 9番 今村和章議員。

○9番 今村和章議員 今回のですね事故におきましてですね、何か作業がしてなかった、町が遅かったんじゃないかとかですね、議会の判断が遅かったような意見も言われておりますけども、実際に我々もですね危惧しているところでありました。これは皆さん共通の認識だったと思います。ですが、やはり先ほど課長が言われましたとおり、どうしても企業会計ですので、それを賄うためにですね水道料金を上げなくちゃならない。この水道料金を上げるということは、町民に負担がかかりますので、そこを我々も一生懸命ですね、どうしたら水道料金上げないで、皆さん、町民に負担がかからずにやっていこうかということで、これまでも議論してきた内容でありました。しかしながら、今回こういうことがありましたので、そこら辺も見直ししていただきたいと思うんですけども、ただ、やはりこれまでの経過もちょっとお話しますと、なるべく水道料金を上げないためにもですね、別な工事の際に、道路工事の際に、その部分があればそこも一緒にやってきて、それを道路工事のほうに充てたりというのも我々議会も認識しておりますので、町の責任もある、議会の責任もあるかもしれませんが、そこら辺はですね、やはり国のほうの助けというのも今後必要になってくると思いますので、是非ともですね、そういった形もですね、我々議会もですね一緒にやって、議長中心に要望できれば私個人的には思ってますけども、是非ともですね、そういう全国的にこういう状況ですので、なかなか町単独に予算が下りるといことはないかもしれませんが、やはり要望活動というのは必要かなと思っておりますので、町長、何かその件でありましたらば宜しく願いいたします。

○飯田議長 國井町長。

○國井町長 議員の皆さん方からは、大変なご心配をおかけしており、心苦しい限りであります。また、いろんな意味でこの共通認識を持って、これから前へ進めていこうということ、大変心強い限りであります。本当にありがとうございます。

結果からしてみれば、私のこれは個人的な意見かも知れませんが、少し楽観視して物事を進めていたんじゃないかと。今、今村議員からもありましたけども、共通する課題として、そういう認識は持ちながらも、少し不作為の作為と言われても致し方ないような、そういう行政運営が長年にわたって続けられたということが、私は何となくそんな感じがいたしますので、しっかり反省をして、総括をして前へ進めたいというように思っております。ですから、何が申し上げたいかという、今後は、常に最悪の事態を想定しながら、先ほど夏場の状況などもいろいろ出ましたけども、そういう最悪の状況を想定して、その際にでも住民の皆さんの生活に影響がないような、そういう危機管理体制がしっかりと構築できるという前提に立った水道事業運営を私ども進めていきた

いと思っています。ですから、当然にして、住民の皆さん方に負担を強いるという、結果としてそのようにならざるを得ない部分があるのかもわかりませんが、現時点で言えますことは、議員言われるように、国の支援であるとか、また、広域化を含めた様々な検討によって県の支援をいただくなり、そんなようなことを私どもも議員の皆さんと一緒に、議会の皆さんと一緒に進めてまえばいいなというふうに思っておりますので。ただ、当面の対応として、やはり危ない箇所をしっかりと、漏水が今後も起きるであろうというような、そういうところをしっかりとこの、対処療法ではなく抜本的に解決をしていかなければなりませんし、先ほど石山議員のご指摘にもございましたけども、2,700mという長い、この今発注している、年度内に終わるものについては、これはこれで非常にもう有り難いところでもありますけども、この2,700mという長い400mmの管、この管につきましても今年度中に設計を終わらせ、そして来年度中、令和7年中には全て完結していけば、この先については、もう200mmとかの管でありますから、何か不測の事態が生じた時でも我々この人為的にしっかりと対応できるわけでありますので、ここについて全力投球をしてみたいと思います。今年度中に設計を終わらせ、そして来年度には発注をする、これはいろんな方々に、いろいろな問い掛けをされておりますけども、果たしてできるんだろうかと、こんな問い掛けをされておりますが、もうこれ、やらざるを得ないところでもありますので、全員野球でこの難局を乗り越えていきたいと思っています。

そして、先ほど石山議員からも勝村議員からも出ましたが、工事業者、地元の業者だけで果たして担えるのかということではありますが、現在のシミュレートによりますと、今の事業者、そして2、3の事業者がここに加わりたいというようなお話もいただいておりますので、この事業者で完結することは可能だというふうに認識をいたしております。

ただし、課題となりますのは、先ほど申し上げましたこの2,700mについては、この役場の北側の道路、この道路にずっと前原から入っておりますけれども、この道路を通常なら掘削をして、この布設替えを進めるところであります。この道路に関しましては、もういろんなこと、いろいろなもう何十年にわたる、もう半世紀、ややもすれば1世紀にわたっていろんな工事を進めてきましたので、様々なものがここに埋設されているだろうと。ですから、ここを新しく、ここをすなわち布設替えしていろいろな改良工事を行うのであれば、南側の県道を通したほうがよろしいのかなというような、そういう会議の場での方向性も見えてきましたので、この県道側を通すと。ただ、その際に一番問題となりますのは、先ほど来から話が出ております、この観光地大洗として、いつここをやるのが適切なのかということに尽きるだろうと思っています。もうやれるシーズンが限られている。いろいろなその観光シーズンも、もう四季型に近いぐらい大洗も1年間を通して多くの方々にお見えいただいておりますので、そういう皆さんに配慮もしていかなければならないということ考えた時には、やはりいつやるのかということが一番、適正なスピード感を持った適正な工事の施工ということが大きな課題となって浮かんでくるわけでありまして、そうしたこともしっかりと事業者と皆さんと、そして専門家の皆さんと協議をしながら、私どもで最適な方法、何よりもこのスピード感を持って、安心・安全な水の供給ができる体制、そして住民の皆さん方が不測、不

安感を感じないような、そんな施策展開を進めてまいりたいと思いますので、これからもまたいろいろな意味でご提言、そしてご支援のほどをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○飯田議長 よろしいですか。11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 長くなってすみません。今回の断裂につきまして、今ちょっと脇でどういう背景なのかということも、いわゆるその科学的検証というのがなされているのかどうかですよね。今回のいわゆる本管の破損が、どういう流れで破損に至ったのか。先ほど町長のほうから、危険な箇所というのが幾つかあるという話が出ましたけども、いわゆる今回の断裂を受けて、同じような状況のところはほぼ危険な箇所なのか、それとも、土地の質なのか、その地域性なのかってあるとは思いますが、まず今回は何故こういうことになったのか。今後に関して、今の町長の答弁のように危険な箇所というのが、どのぐらいを今想定しているのか、そして早急にやらない優先順位というのは、どのように考えられているのか、お尋ねをしたいと思います。

○飯田議長 大塚上下水道課長。

○大塚上下水道課長 ご質問にお答えいたします。

今回の漏水の原因でございますけども、車が乗っているような交通荷重の多いところではないというところがありまして、上からの荷重等によって構造的に壊れたというよりはですね、単純に老朽化の現象なのかなと思っております。布設年度から53年経過しているといったところでございますけども、石綿管の耐用年数そもそもがですね、耐用年数25年なんです。25年でございまして、もうとうに過ぎてきているような状況でして、布設替えのほうはそろそろやらないといけないという状況なんですけども、あと、優先順位につきましては、その石綿管については、ほぼほぼ同じような時期に埋設されておりますので、もうとうに耐用年数過ぎてきている状況ですので、石綿管は、この間、1次から3次までという話で整備区間をお示ししたと思うんですけども、あの管も全てこのような似たような状況になると考えられますので、早急な整備が必要だと思ってます。以上です。

○飯田議長 11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 はい、わかりました。ありがとうございます。皆さん、町のほうからの声で、非常にね、お辛い立場だろうなというふうに思います。いろんな意見がありまして、いろんなクレームが上がってございました。よくその辺のところはわかっております。

一つだけ、2回目の質問になりますけども、いわゆる本管である一番太いところを県道のほうに作る。しかし、枝管はそのまま本管の埋設ではなく、新たに作った場合、県道のほうに、その地域の枝管というものと接続というものをどのように今後の予定として考えているのかというのが、ちょっと全体像が見えないところがありますので、今回のこの議決案件とは違いますけども、答えられる範囲で結構ですからお尋ねをしたいと思います。

○飯田議長 大塚上下水道課長。

○大塚上下水道課長 ご質問にお答えいたします。

現在、確かに県道に埋設しますと、枝線のほうというのが分岐されるわけなんですけども、実際その枝線のほうに各家庭からの給水管が繋がっておりますので、順次その本管を新しく布設しながら

らですね、枝線のほうに切り替えていくといったやり方にていきたいと考えております。やはり急に水が使えなくなるという状況だけは避けたいので、布設しながらですね、順次少しずつ切り替えていくといった手法を考えております。以上です。

○飯田議長 11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 そうなんですよね、そこはわかるんです。例えば、新たな本管を作りました。以前の埋設しなければならない本管があります。ここから枝が出ております。そうしますと、ここのもともとの交換しなければいけなかった管というのは、どのように処置をしていくのか、工事として流れ、3回目ですからこれで終わりますけども、そのあたりだけお尋ねをして、さらに、これあと最後、要望ですけども、いわゆる10年の水道計画、値段も含めてですけども、総合計画的なものを早くお示しいただければなというふうに思いますので、忙しいなか大変でしょうけども、この2点についてお尋ねをします。

○飯田議長 大塚上下水道課長。

○大塚上下水道課長 既設管、旧管のお話ですよね。旧管のお話についてはですね、今回、φ400mmということで、結構大きい口径ですから、また、そのままですね、空っぽにしておく、また老朽化によって管が潰れて道路陥没が発生して車の事故というところにも繋がりますので、そういった大きい管については、中にモルタルを充填しまして、強度の高い状態に保って、潰れないようにするというのが一つかーと思っております。

もう一つはですね、口径が小さければ撤去、同じようなところで撤去だけしながらいくといったところも考えられます。250mmからの給水管は、繋がってはおります。

〔「250mmからの給水管は」と言う人あり〕

○大塚上下水道課長 はい、繋がってます。

〔「旧管から」と言う人あり〕

○飯田議長 坂本議員、改めてお願いします。11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 すいません、3回目ということで、4回目になっちゃうんですけど、よく理解してなかったみたいなんで。いわゆる旧管から出てる枝管があるじゃないですか。で、今回、新たに県道のほうに新しいものを作りたい。もうしっかりとしたもの、本管を入れたい。その時に、この旧管と本管、新しい管の枝管の枝の流れはどのようにやっていくかということで、今答弁をいただいた流れで考えると、二重投資になる可能性が高い部分も出ると。結局そこに何らかの手当てをしなければならない。そこから出ている枝管も、そこを外してまた新しいほうに枝管としての流れを作らなければならない。そうすると、投資がダブリませんかということですね。このあたりはどう考えているかということをお尋ねしたんですが、いいですか、お願いします。

○飯田議長 大塚上下水道課長。

○大塚上下水道課長 再度のご質問ありがとうございます。

250mmが既存の管路で入っているかと思うんですけども、それをですねそのまま使うのではなくて、口径ダウン、例えば100mmや150mmとか口径を小さくしたものを再度枝線として整備し

ていくというやり方になってくると思います。あくまでも本管から今であれば250mmが入っているわけなんですけども、それをそのまま使うのではなくて、もっと小さい管渠にふせ直して繋いでいきましょうという考え方になります。

○飯田議長 12番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 1カ月ほど前に水道管のこの老朽対策として、今回の破損した管を含めてね、どう修繕していくかという、そういうことが提案されましたね。説明がありました。あれから1カ月経ったわけでありましたが、既に入札も終わって、いよいよ具体的に工事が進んでいくという、そういう説明があったんですね。これ、緊急整備区間として450m、ところが、緊急整備しなきゃいけないというそのことが、この2回ほど会議やったみたいですけども、どういう判断でこういう緊急性を必要とするということに至ったのか、そしてまた、破断した、破損した場所がね、どういう状況だったのかということ、まず伺いたい。また、その450mというのは、どこを起点にしてこの450mという設定をしたのかね、破損した場所の上流下流二百数十メートル、こういうことなのか、あるいは先ほど町長がちょっと触れましたけども、ちょっと危険だと思われるところを重点的に450mにしたのか、その点をまず伺います。

○飯田議長 大塚上下水道課長。

○大塚上下水道課長 450m区間ですけども、今回事故のあった箇所的前後、上流下流側の部分からぐるっと囲うような形で更新のほうを進めるという状況になっております。具体的にはですね、サンビーチのキャンプ場の入り口付近から前原住宅の前の辺りですかね、その間ぐるっとコの字型になるんですけども、その破損箇所をぐるりと囲った形で法線のほうを考えております。以上になります。

○飯田議長 ほかにもあります。その緊急性というところの判断と、どういう状況だったのかという。

○大塚上下水道課長 緊急区間の整備の考え方についてはですね、どうしてもまた同じような状況が考えられますし、補修剤で補修したんですけど、その補修剤によってまた影響が出てしまう可能性があるといったところもございますので、今回発注した450mについては緊急整備区画として位置付けまして、工事のほうを進めております。

○飯田議長 どういう状況だったかというところですか。

○12番 菊地昇悦議員 そうそう。

○大塚上下水道課長 漏水の状況ですけども、漏水管の状況ですけども、管の下の部分がですね、亀裂が約45cmぐらい入っているような状況でして、人間の手が入るぐらいの穴に拡大していったというのが現状であります。以上です。

○飯田議長 12番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 そういう破損するということは、何かの原因があると思うんですよね。ただ、それは水が漏れた、その原因は破裂したというだけ、それはあくまで現象なんだよね。どういうふうに想定しているのかという、今までの知見からどういうふうに判断されて、450mというところを交換しなければ非常に危険だというふうに、そういう判断に至ったと思うんですよね。だか

ら、それはそれで緊急性を要する状況だと思うので、水道管を変えるということに対しては、特に異を唱えるものじゃないんですよ。

併せてですね、これからどうするのかというところが示されてて、県の情報システム下で人工衛星とAIを使ってですね、漏水リスクの箇所を抽出すると、こういうことが着手する予定だと示されているんですが、いつ着手されるのか、また、何故こういうことをやろうとしたのか伺います。

○飯田議長 大塚上下水課長。

○大塚上下水道課長 ご質問にお答えいたします。

情報システム課からAIの提案をされまして、現在、実際この現場のほうですね、AIの解析のほうに着手をしております。先週から着手になっております。なぜやろうかということなんですけれども、県のほうがですね、こういったAIの活用をして、そういった老朽化を判断できるようなことができないかと、今の技術でそういうことができないかというところで、県の情報システム課のほうでそういった考えがあったようです。もともとあったようなんですが、大洗町がたまたまこういった状況になってしまったので、実験フィールドじゃないですけども、大洗町でそういった劣化診断をやってみようという形で協力したいという申し出がありまして、今回このようになりました。以上です。

○飯田議長 12番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 これ非常に重要な取り組みだというふうに思います、AIの活用。これは、要するに1次、2次、3次計画、数キロ、1.7キロとか数kmにわたって水道管を替えようという計画ですよ。計画出されました。何故こういうリスク強化をしなきゃいけないのかというと、多大な工事をね、いかにして防ぐかという、こういうことが大きな目的であると言われてるんですよ。それでなければ、これまでどおり、ここは何年経ったから、30年経ったから、40年経ったから、一気に変えちゃおうというような、これまではそのAIが無い時代はそうだったかもしれません。けども、これからはそうじゃなくて、その期間が過ぎても健全に機能しているという、そういうこともいくらかもあるということを考えて、いかにしてこの工事費を減らしてね、財政に寄与するかという、こういう考え方からこの活用が進められているというふうに考えております。ですから、今度の計画出されていますけども、これをそのままやるんじゃなくて、このAIを活用して、どう評価していくのかということが非常に大事だと思うんですよ。既にこういうことがやられているのが福島県の会津若松市が既にこのAIを活用しながら工事、水道事業費をね、いかに減らして水道料金の安定化を図っていくのかという、そういう取り組みもやっているですよ。ですから、大洗町も県からのせっかくのこういう提案ですからね、是非生かしてもらって、取り組んでいく必要があるんじゃないかというふうに思います。

それと同時に、この450mも実際はどうだったのかというところがね、これが活用できれば、管を取り替えた時に検証もできるというふうには思うんですけども、是非その辺も考えていただきたいというふうに思います。

あわせて、やっぱりこういう工事費はね、先ほども今村議員が言ってましたけども、国からの

やっぱりそういうお金がないとね、なかなか進められないということで、自治体でね、力合わせて、やっぱり国に強力に働きかけていってもらいたいなというふうに思いますが、その点も町長に伺います。

○飯田議長 國井町長。

○國井町長 先ほども今村議員のご質問に対してお答えいたしましたけれども、菊地議員と同感でありますので、しっかり私どもでも、国だけではなくて県、そして広域化に向けて進むか進まないか、まだ最終的な意思決定はしておりませんが、一番この住民の皆さんにとって負担の少ない、そういう対応を、方法を私どもで模索をしながら進めてまいりたいと思いますので、これからもご支援のほど、お願いしたいと思います。ありがとうございます。

○飯田議長 よろしいですか。

○12番 菊地昇悦議員 AIの活用について。

○飯田議長 國井町長。

○國井町長 AIの件につきましては、これも議員ご指摘のとおりです。ですが、今、私ども、ある意味危機と申しますか、非常事態というふうな私自身は認識として捉えております。何が申し上げたいかって、450mも、確かに無駄な部分があると言われればあるのかもわかりません。これはもう神のみぞ知るの分野かも知れませんが、この450mは何が起きてもおかしくないような、また同じようなことが再現されてもおかしくないような状況であるという、そういう専門家の皆さん方のご意見をいただきながら私どもで意思決定をして工事発注したところでありまして、ですから、残りの部分について、私どもで何が申し上げたいかっていうと、会津若松のように、その帰結として無駄を省くことができるというよりは、今この危機時ですから、優先順位でいけば、どこを先にやっていったらいいかということでのAIの活用ということが、今、私どもで求めているところでありまして。ですが、今、菊地議員言われることももっともなところでありまして、当然にしてまずはAIを駆使してどこをやっていったらいいか、もう今日、明日、もしかしたら破裂する、そういう可能性ははらんでいるということがわかるならば、そこを優先して工事を着手していく。しかし、次の段階へ行った時にはどこを着手するか、ただ単なるこの年数で推し計っていた時代もありましたけれども、今後は、例えば50年選手でも30年選手より非常にこの強固な形でこれまでも、これからも活用することができるということについては、工事は事前にして、そして30年選手であっても、もしかしたらここはすぐにでも早急な対策が求められるところについては、しっかり対応していくと、こういうような活用は、当然菊地議員が言われるように進めてまいりたいと思いますので、またその際には私ども、計画、先ほど坂本議員から要望がありましたけれども、10年計画ということ、雑な計画というか、大枠の計画でありますので、詳細な計画が私どもでしっかりと構築次第、議員の皆さん方にご提示申し上げて、また、いろいろとご意見をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○飯田議長 それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第45号 令和6年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、原案のとおり決しました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○飯田議長 日程第6、議案第46号 「トヨペット スマイルホール 大洗」中央公民館・漁村センター改修工事（第1期）請負契約の締結について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 議案第46号「トヨペット スマイルホール 大洗」中央公民館・漁村センター改修工事（第1期）請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「トヨペット スマイルホール 大洗」中央公民館・漁村センター改修工事（第1期）の請負契約を締結するものであります。

契約の方法につきましては、一般競争入札により令和6年5月30日に入札会を執行した結果、大貫・雲井特定建設工事共同企業体が2億600万円で落札し、これに取引に係る消費税および地方消費税の2,060万円を加えました2億2,660万円にて請負契約を締結するものでございます。

つきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第46号の提案理由をご説明申し上げますが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○飯田議長 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第46号 「トヨペット スマイルホール 大洗」中央公民館・漁村センター改修工事（第1期）請負契約の締結について質疑を行います。11番 坂本純治議員。

○11番 坂本純治議員 今回、いわゆる一般競争入札という形になっております。ただ、一瞬見た瞬間、指名入札かなと思ったような雰囲気がありましたけども。今回のですね入札に関して、一つだけ確認なんですけども、いわゆる当初の予算、予算というか設計単価からどのぐらいの比率で今、入札が終了しているのかお尋ねをしたいと思います。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 当初予算と比較して今回の執行のほうの単価が、設計単価とですね、変わりがあるかということなんですけども、今年度の予算を積算するにあたって物価の高騰の度合いを、これは推測でちょっと高めに設定したというところがありますので、詳細にですね設計単価と今回の入札とが、設計の単価がですね、違っているかということまでは、ちょっと申し訳ありません

が算定しておりませんので、また確認してご報告させていただきたいと思います。

〔「設計単価」と言う人あり〕

○磯崎生涯学習課長 すいません、予定価格ということでしょうか。

○飯田議長 設計金額との違いですよね。

○11番 坂本純治議員 はい、そう。結局、今回この入札に付された金額が設計単価から見て何%だったのかという金額、予算に対してではないですね。予算に対しては、確かに今のその時流というか、世の中のマインドとして右肩上がり材料が上がっておりますから、このあたりはどうなってるかっていうのは、それは内部での検討材料だと思いますので、表に出る数字としてはどうなのかということですよ。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 失礼しました。予定価格がですね2億809万円ですので、今回入札、落札金額が2億600万円ということになります。比率でいいますと、いわゆる落札比率ですけども、99%ということになります。以上です。

○飯田議長 12番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 まず、この工事概要ですが、屋根の改修、外壁、自動ドア、トイレ、これを見るとトイレ改修は当然だと思いますし、自動ドアの改修、外壁もこういう剥離しているところは修理すると。ただ、屋根については、どういう状況だったのかということが、改修しなければならぬような不具合が生じていたのかどうか、この辺を伺います。

そして、この入札に参加したのは3社ですけども、この閲覧されました期間で何社の方が見えたのか伺います。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 屋根の状況でございますけども、陸屋根の部分と勾配屋根の部分がございます。陸屋根の部分、具体的に申しますと中央公民館の入り口のところ、図書室に入ってくる場所ですね、ここの屋根のところは雨漏りがしております。自動ドアのところにも雨漏りが何箇所かありまして、天井がやはりその湿気をもって腐っていた状態ですので、ここはもうあらかじめ撤去をして、屋根の部分については危なくないようにというところでおりました。また、自動ドアの前の部分でも、今もですねちょっと雨が強い時などは、翌日に雨漏りがしている状態でございます。ただ、屋根勾配のほうにつきましてはですね、天井部分があつて、高いところの部分ですので、ここで雨漏りが確認されているということではないんですけども、同時期に建てました町民会館のほうについては、もう既に大規模改修をしておりますので、やはり屋根の改修は必要であろうということで今回大規模改修をするものでございます。

それとですね、今回入札に参加したのが、JVが3社ということですが、閲覧に来たものについてはですね、やはりこの3社というふうに把握しております。以上です。

○飯田議長 よろしいですか。4番 小野瀬とき子議員。

○4番 小野瀬とき子議員 こちら、これで今回議決になって決まると、工事が始まると思うんです

けれども、そうなった場合に、こういった入り口のドアとか、その屋根の改修始まった時に、実質、中の図書室とかそういった公民館部分で使うことがたぶん、私たちが解体とかする時があるんですけど、そういった時の使用はどういうふうになるのかお尋ねしたいと思います。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 工事中に公民館のほうが使えるかということですが、外壁のほうを、やはり足場とか組んでしまって、なかなかその入り口のところが狭くなってしまいかというところはあるかもしれませんが、基本的には中のほう、視聴覚室であったり図書室であったりは、使えるようにして工事のほうは進めたいというふうに考えております。以上です。

○飯田議長 4番 小野瀬とき子議員。

○4番 小野瀬とき子議員 そうしますと、出入口、特に今、この自動ドア等ですね、ここのところもちょっと使いづらい部分もあって、工事になった場合の出入口のところがやっぱりそこが使えない、工事するために、ジャランジャランというか、その入り口が正面とかになるのかって、細かいところなんですけど、そういった変更等はやはりあるってことですか。

○飯田議長 磯崎生涯学習課長。

○磯崎生涯学習課長 今、中央公民館への入り口、今、議員ご指摘のようにジャランジャランと図書室に入って行く自動ドアと、あと1階部分にもあるんですけども、こちらの工事、時期をずらしてですね施工することによって、出入りに不便が生じないような方策はとっていきたいというふうに考えております。以上です。

○飯田議長 4番 小野瀬とき子議員。

○4番 小野瀬とき子議員 そうしますと、こういった工事の内容等が決まりましたら、やはりこちら使用する、平日ともですね皆さん、町民の方が使用する講座等がありまして、結構出入りに関しては高齢の方もいらっしゃることも踏まえると、早いうちの段階でこういった時に工事が始まり、使用するのこういうふうな状況になりますっていうふうな周知ですね、そういった告知のほうはわかりやすく皆さんに伝えていただければと思います。以上です。

○飯田議長 清宮総務課長。

○清宮総務課長 先ほどですね菊地議員の閲覧のほうの何社来たかというご質問ですが、そこは管財係のほうで受け付けておりましたので、先ほど生涯学習課長のほうからJVも含めて3社ということでしたけども、一応4社ということで訂正させていただきたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

○飯田議長 12番 菊地昇悦議員。

○12番 菊地昇悦議員 3社しか来てないというので、私、質問もう終わりにしたんですよ。4社があって、その1社が下りたわけだよね。これ、何故下りたのかっていうのは、私はわかりません。ただ、このある企業が入札に参加すると、とてもじゃないが取れないだろうというふうに受け止めて辞退したのかなというふうに思ってしまったわけ、推察したんですよ。実際には99%の予定価格に応じて落札しているというような、そういう状況を感じております。大洗の入札がね、ずっと

そういう状況が続いているので、少し懸念を感じた質問でした。以上です。

○飯田議長 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○飯田議長 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第46号 「トヨペット スマイルホール 大洗」中央公民館・漁村センター改修工事（第1期）請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○飯田議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、原案のとおり決しました。

◎報告第2号ないし報告第6号の上程、報告

○飯田議長 日程第7、報告第2号 令和5年度大洗町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第3号 令和5年度大洗町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について、報告第4号 令和5年度大洗町営公園墓地事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第5号 令和5年度大洗町水道事業会計予算繰越計算書について、報告第6号 令和5年度大洗町下水道事業会計予算繰越計算書について報告を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 報告第2号から報告第6号までの令和5年度繰越計算書5件について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに報告第2号 令和5年度大洗町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

2款総務費の急傾斜地対策検討事業につきましては、調査方法の検討に時間を要し、事業完了が今年度となるため、1,380万5,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、一般財源1,380万5,000円でございます。

番号制度に伴うシステム改修事業につきましては、完了が今年度となるため、1,167万1,000円を繰り越したところでございます。

繰越に伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金1,167万1,000円でございます。

3款民生費の物価高騰対策給付金事業につきましては、給付金の支給準備に時間を要し、事業完了が今年度となるため、6,507万円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金6,507万円でございます。

子ども・子育て支援事業計画策定事業につきましては、ニーズ調査に時間を要し、計画策定が今年度となるため、636万9,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、一般財源636万9,000円でございます。

4款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、3月接種分の支払いが今年度となるため、130万4,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、既収入特定財源として、国庫支出金130万4,000円でございます。

8款土木費の町道整備事業につきましては、3月の補正予算に追加計上しました国の補正予算配分の増額分につきましては、完了が今年度となるため、1億1,302万円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金6,159万1,000円、地方債5,100万円の合計1億1,259万1,000円、一般財源42万9,000円でございます。

松川地区土地利用検討事業につきましては、松川地区における土地利用の検討に時間を要し、事業完了が今年度となるため、473万円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、一般財源473万円でございます。

防災子ども安全まちづくり事業につきましては、地権者との用地交渉に時間を要しているため、2,641万8,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金1,155万5,000円、地方債1,180万円の合計2,335万5,000円、一般財源306万3,000円でございます。

防災集団移転促進事業につきましては、3月の補正予算に追加計上しました国の補正予算配分の増額分につきましては、完了が今年度となるため、1,430万8,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金703万3,000円、地方債620万円の合計1,323万3,000円、一般財源107万5,000円でございます。

都市構造再編集中支援事業につきましては、地権者との用地交渉に時間を要しているため、1,561万4,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金780万2,000円、地方債660万円の合計1,440万2,000円、一般財源121万2,000円でございます。

9款消防費の新消防庁舎建設事業につきましては、埋蔵文化財発掘調査に時間を要しているため、1,225万円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、一般財源1,225万円でございます。

消防水利施設整備事業につきましては、施工箇所の水位が高く工法変更が必要となり、工事完了が今年度となるため、1,168万6,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、未収入特定財源として、地方債1,160万円、一般財源8万6,000円でございます。

続きまして、報告第3号 令和5年度大洗町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について、ご説明申し上げます。

4ページをお開きください。

社会資本整備交付金の交付決定を受けて実施している事業について、令和4年度から5年度への繰り越し事業を、さらに6年度へ繰り越す必要があるため、事故繰越しとして繰り越したものであります。

都市構造再編集中支援事業につきましては、駅前の用地取得におきまして、地権者の物件移転工事に不測の日数を要し、年度内の用地の引き渡しが困難となったため、事業費2,610万5,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、既収入特定財源として地方債1,170万円、未収入特定財源として国庫支出金1,305万2,000円、一般財源135万3,000円でございます。

続きまして、報告第4号 令和5年度大洗町営公園墓地事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

町営公園墓地トイレ建設事業につきましては、資材の納入に不測の時間を要し、事業完了が今年度となるため、832万2,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、既収入特定財源として基金繰入金832万2,000円でございます。

続きまして、報告第5号 令和5年度大洗町水道事業会計予算繰越計算書について、ご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

資本的支出、建設改良費の工事実施設計業務委託料につきましては、緊急を要する設計が発生したため、154万円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、損益勘定留保資金154万円でございます。

配水管布設替工事につきましては、3月議会において追加計上しました補助事業において、工事完了が今年度となるため、2億3,760万円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、国庫補助金3,410万円、企業債1億3,290万円、損益勘定留保資金7,060万円でございます。

続きまして、報告第6号 令和5年度大洗町下水道事業会計予算繰越計算書について、ご説明申し上げます。

10ページをご覧ください。

資本的支出、建設改良費の流域下水道建設負担金につきましては、県事業の工事が繰り越しとなることに伴い、町の負担金1,465万7,000円を繰り越したところでございます。

繰り越しに伴う財源につきましては、企業債1,410万円、損益勘定留保資金55万7,000円でございます。

以上、5件の令和5年度繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項、地方自治法施行令第150条第3項および地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

○飯田議長 以上、町長からの報告のとおりでありますので、ご了承願います。

◎報告第7号の上程、報告

○飯田議長 続きまして、報告第7号 令和5年度大洗町土地開発公社の決算報告について報告を求めます。関 清一副町長。

[関 清一副町長 登壇]

○関副町長 報告第7号 令和5年度大洗町土地開発公社の決算報告について、ご説明申し上げます。同じ資料の13ページをお開きください。

令和5年度の事業報告書でございます。

「1. 事業の概要」ですが、令和5年度は新たな土地の取得や処分はなく、公社所有地の維持管理を行っております。

続きまして、14ページをお開きください。

令和5年度決算報告書でございます。

収入支出とも「区分」と「決算額」により、ご説明を申し上げます。

第2款第1項の受取利息428円は、預金利息でございます。

第4款の繰越金は、前年度から3,318万58円を繰り越したものでございます。

以上、収入の決算額の合計は3,318万486円でございます。

続きまして、支出についてご説明を申し上げます。

第2款の販売費および一般管理費12万6,563円は、土地の維持管理費用のほか、振込手数料等の事務経費であります。

ほかに支出はありませんので、支出の合計は、同額の12万6,563円でございます。

よって、収支差し引きは3,305万3,923円となり、翌年度への繰越金とするものでございます。

続く15ページから17ページに財務諸表といたしまして、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書を作成しております。説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しのほど、お願い申し上げます。

次に、18ページをご覧ください。

財産目録について、ご説明申し上げます。

資産の部ですが、1の流動資産については5,438万1,476円となっております。内訳は、現金預金として普通預金が3,305万3,923円、公有用地として、土地486.31㎡、2,132万7,553円でございます。

2の固定資産については、長期定期預金として、町からの出資金500万円でございます。

これらを合計し、資産合計は、5,938万1,476円となります。負債はありませんので、正味財産

は資産合計と同額となっております。

19ページ以降の監査意見並びに参考資料につきましては、後ほどお目通しのほど、お願い申し上げます。

以上、令和5年度大洗町土地開発公社の決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。よろしくようお願い申し上げます。

○飯田議長 以上、副町長からの報告のとおりでありますので、ご了承願います。

◎寄附の受入れについて

○飯田議長 日程第8、寄附の受入れについて報告を求めます。國井町長。

〔國井 豊町長 登壇〕

○國井町長 今回も有り難いご寄附3件、全てふるさと納税制度以外の一般のご寄附を頂戴いたしました。

日本核燃料開発株式会社から100万円、災害対策の一助として頂戴いたしました。

また、水戸市東赤塚の吉田耕治さん、30万円でありますけれども、これは皆様方も御存じかもわかりませんが、サンドフラッツ大洗サンビーチとして2年目を迎えるこの海で、サンビーチで、旧車會といいますか、ビンテージハーレーを使って取り組んでいるそういう事業の中で収益金の一部をご配慮いただきました。昨年同様、30万円をいただいております。

次に、この水戸市萱場町の日警さんであります、私どもの警備業を様々な形で応援をさせていただいております、特にこの20万円につきましては、金融機関との連携によって編み出されたそういうお金であります。住み続けられるまちづくりの一助としてということで、大変貴重なご寄附をいただきました。

寄附者の皆様方の思いを胸に、しっかりと事業執行を進めてまいりたいと思いますので、どうぞ宜しくお願い申し上げまして報告にかえたいと思います。

○飯田議長 以上で寄附の受入れの報告は終わりました。

◎散会の宣告

○飯田議長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、明日11日午前9時30分より、3名の議員が町政を問う一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦勞様でした。

散会 午後0時59分

